

〔翻 訳〕

人類の伝統的価値観と人権

角 田 猛 之
市 原 靖 久 (訳)
木 村 光 豪

目 次

訳者はしがき——2つの国連文書の成立経緯と本翻訳の意義

翻訳1 人類の伝統的価値観に関するワークショップ（国連人権高等弁務官の報告書）

翻訳2 人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権および基本的自由の促進に関する人権理事会諮問委員会の研究

訳者はしがき——2つの国連文書の成立経緯と本翻訳の意義

作成の過程と意義

2009年10月4日、国連人権理事会（以下、人権理事会と略記）第12会期において、「人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権および基本的自由の促進」に関するワークショップを開催するというロシア連邦の提案が採択された（人権理事会決議12/21）。この決議に基づき、2010年10月4日、国連人権高等弁務官事務所が主催する「人類の伝統的価値観と人権」に関するワークショップが、スイスのジュネーブで開催された。このワークショップの内容を要約したものが、“Workshop on traditional values of humankind - Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights” (A/HRC/16/37) であり、これを翻訳したものが「人類の伝統的価値観に関するワークショップ（国連人権高等弁務官の報告書）」（以下、翻訳1と略記）である。

このワークショップは、2006年に国連人権理事会が発足してからはじめて設けられた、人権と文化や宗教を含む伝統的価値観との関係についての議論の機会である。関係諸国の代表、政府間組織や市民社会だけでなく、多様な文明と法システムからこの分野を代表する専門家や実務家もワークショップに参加した。そこでは、5つのテーマ—「問題の所在」、「人間の尊厳と平等」、「異なる文化と伝統という観点から見た自由と責任」、

人類の伝統的価値観と人権

「可能性と課題：実践的アプローチ」について議論がなされた。そして、超越的な普遍性をもつ人権に対して内在的な普遍妥当性を要求する人間の尊厳という視点の重要性、人権言説をさらに発展させるために必要な西洋的ではない人権の定式化の探究、ローカルな文化的慣行に依拠して国際人権条約上の責務を履行することを提唱する「レセプター理論」などといった、人権と伝統的価値観に関する最新の議論や提案が示された。この点に、ワークショップの要約文書である翻訳1の大きな意義がある。

2011年3月24日、人権理事会第16会期で、翻訳1が承認された。同時に、人権理事会決議16/3により、人権理事会諮問委員会に対して「人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権と基本的自由の促進」に関する研究の準備と報告書の提出が要請された。

2011年8月、諮問委員会第7会期で、研究報告書の起草グループが設置され、起草グループに研究の準備と報告書の提出が要請された（勧告7/1）。2012年2月、諮問委員会第8会期で、「人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権および基本的自由の促進に関する予備研究」（以下、「予備研究」と略記）が提出され、意見交換がなされた。その結果、「予備研究」の修正版を再提出することが、起草グループに要請された（勧告8/6）。2012年8月、諮問委員会第9会期で、修正された「予備研究」が提出され、検討される。その結果、「予備研究」の完成を起草グループに要請すると同時に、人権理事会に対して「予備研究」を完成するための時間を追加することが要請された（勧告9/4）。

2012年9月27日、人権理事会第21会期で、「予備研究」を終了するための時間を追加することが決定される（人権理事会決議21/3）。2012年12月、人権理事会第22会期で、「予備研究」の最終版である Study of the Human Rights Council Advisory Committee on promoting human rights and fundamental freedoms through a better understanding of traditional values of humankind (A/HRC/22/71) が提出された。これを翻訳したものが、「人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権および基本的自由の促進に関する人権理事会諮問委員会の研究」（以下、翻訳2と略記）である。

翻訳2は、尊厳、自由、責任という人類の伝統的価値観と人権との関係を考察している。その際、伝統的価値観が人権の促進に及ぼす肯定的側面だけでなく、否定的側面をも検討している。ただし、「人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権および基本的自由の促進」というタイトルにもかかわらず、どちらかと言えば、人権の保護・促進に対する伝統的価値観の否定的側面に比重が置かれている。

そのため、2012年9月27日、人権理事会第21会期で、人権理事会は、「人権を保護し、

人間の尊厳を支持するさいに伝統的価値観を援用するベスト・プラクティス」に関して、国連加盟国と関連するステークホルダーから情報を収集し、人権理事会へその要約を提出することを加盟国等へ要請した（人権理事会決議 21/3）。そして2013年6月、人権理事会第24会期で、「人権を保護・促進し、人間の尊厳を支持すると同時に伝統的価値観を利用する最良の実践に関する、国連加盟国と他の関連するステークホルダーからの情報の要約」が提出された。

翻訳2は、人権理事会のシンクタンクである人権理事会諮問委員会が作成、採択した、人権と伝統的価値観を分析したはじめての国連文書である。今後、人権と文化や宗教との関係、人権の普遍性と相対性などのテーマを研究するうえで、基礎的な不可欠の資料となるであろう。この点に本文書の大きな意義がある。翻訳2は、近い将来、人権理事会で採択されることが期待される。

翻訳1と翻訳2を比較することで、伝統的価値観と人権をめぐる研究者・専門家の見解が、国連人権理事会といういわば政治的利害が衝突する場における議論でどのように変容していくのか、その推移が明確になる。これら両方の国連文書を翻訳して紹介する理由の一端は、この点にある。

人権と文化に関する研究動向

本翻訳の3人の訳者は、それぞれ専門分野は異にするが、基礎法学を専攻する点で共通している。基礎法学を専攻する訳者が、本翻訳の対象たる2つの国連人権文書を訳出したのは、次の2つ理由からである。第1は、3人の訳者はいずれも、文化や社会とのかかわりにおいて、法と人権の問題に学問的関心を有していることである。第2は、西洋と非西洋の法文化・法思想・人権概念などの比較的考察に関心をもっていることである。本稿において訳出した2つの国連文書は、こうした問題関心を探求するかっこうの資料であった。なぜならば、それらは、実定法学において一般的に想定されている「法的概念としての人権」そのものを扱う法的文書というよりは、伝統的価値観と人権との関係を文化的、社会的、歴史的な文脈の下で考察した報告書という性格をもっているからである。

人権と文化をめぐる論争については、冷戦後に国際社会で人権が事実上の〈普遍性〉をほぼもち始めた時期に活発となった。その最たる例は、1993年にウィーンで開催された世界人権会議における議論の対立である。特に、マレーシアやシンガポールといった一部のアジア諸国の指導者によって声高に提唱された「アジア的価値」の主張は有名で

人類の伝統的価値観と人権

ある。そこでは、人権の普遍性に対してさまざまな角度から批判の声が噴出した。1997年のアジア通貨危機による経済後退で、アジア的価値は以前ほど叫ばれることはなくなった。しかし、人権の普遍性に対する批判は、人権理事会における普遍的定期審査においても、継続して同じ諸国から主張されている。

アジア的価値が唱えられた1990年代に、この問題に関心を有する国際法や人類学の研究者の間で議論が積み重ねられてきた。20世紀末まで、人権の普遍性と相対性についての議論は、その両極端を排するという点では意見の一致を見ており、普遍性と相対性のどちらに重点を置くかは別として、双方の視点を取り入れつつ議論することが一般的となっている。続く21世紀の最初の10年間は、人権（特に国際人権）を受容・促進するうえで、一律に同じ方法ではなく、各国や各地域の歴史、政治経済、社会構造、文化などの背景を考慮する、人権の文脈依存的アプローチも主張されるようになった。近年は、それぞれの国、社会、コミュニティに固有の人権の概念や制度を発見しようとする、いわば「ヴァナキュラーな人権」を探究する試みも注目され始めている。また、この間、人権に関する文化横断的な対話の重要性・必要性も提唱されてきた。このように、その普遍性が自明のものとして解釈されてきた国際人権を、文化の多様性や独自性の視点から相対化し、同時にそうした多様性や独自性に根ざし、多様な文化に内在する普遍性を考察することで、改めて人権の普遍性を洗練しようとする知的営みが、冷戦崩壊後に展開されてきたのである。

こうした人権の普遍性と相対性をめぐる最新の研究動向を踏まえて、特に翻訳2がどのような可能性と限界を有しているのか、その批判的検討を行う必要がある。できるだけ早い機会に検討して、先にのべた人権理事会と諮問委員会における作成の経緯と議論の詳細とともに、訳者の1人である木村が論文の形でまとめる予定である。

日本では、その他の多くの諸国とは異なり、人権が文化・宗教などの伝統的価値観と関連づけて研究されることは極めて稀である。その意味で、ここで紹介した国連文書の翻訳ができるだけ多くの人々の目に留まり、こうしたテーマに関心を持つ研究者が少しでも増えるきっかけになれば、訳者としては望外の喜びである。

翻訳の手順と凡例

翻訳に関しては、次のような手順で行った。まず、木村が2つの国連文書（英語）の全文を訳出した。その仮訳を角田と市原がそれぞれチェックし、修正を加えた。2人の修正を参照して、木村が仮訳の訂正を行った。その訂正版を3人で再度検討し、仮訳を

確定した。最終的には、木村が微調整を行い、決定稿とした。なお、翻訳にあたっては、関西大学法学研究科後期博士課程に在籍中の高希麗さんに手伝っていただいた。また、本「はしがき」は木村が作成した。

翻訳上の留意点として、次の諸点を記しておく。歴史的人物を除き、人物名は多様な言語的背景を持つ個人が登場することから、正確を期す意味で原文表記のままにしておいた。同じように、地域に固有の価値観を表現する言葉も、原文表記のままである。翻訳1について、人権擁護団体や学術機関などの名称については、読みやすいように初出のみにかぎ括弧をつけた。翻訳2について、世界人権宣言以外の国際人権条約・地域的人権条約は、初出にのみ二重かぎ括弧をつけた。次の条約名に関しては、煩雑さを避けるため、最初だけ正式名称を記し、2度目からは略称（括弧内の表現）を用いた。市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、あらゆる形態の人種差別に関する国際条約（人種差別撤廃条約）、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）、子どもの権利に関する条約（子どもの権利条約）、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）、人および人民の権利に関するアフリカ憲章（バンジュール憲章）。なお、翻訳2の脚注はすべて原注である。

翻訳1 人類の伝統的価値観に関するワークショップ (国連人権高等弁務官の報告書)

A/HRC/16/37

配布分類：一般

2010年12月13日

原文：英語

人権理事会

第16会期

議題2 および8

国連人権高等弁務官の定期報告書および高等弁務官事務所と国連事務総長の報告書
ウィーン宣言および行動計画のフォローアップと実施

人類の伝統的価値観と人権

人類の伝統的価値観に関するワークショップ 国連人権高等弁務官の報告書

要 約

この報告書には、人権理事会決議 12/21 にしたがって、2010年10月4日にジュネーブで開催された、伝統的価値観と人権に関するワークショップにおいて主張された議論の要約が収められている。国連人権高等弁務官によって開かれたこのワークショップには、関係諸国の代表、研究者および政府間組織と市民社会組織だけでなく、異なる文明と法システムを代表する専門家が参加した。

ワークショップは、国際人権を支える伝統的価値観が一般的にどのようにして人権の促進と保護に貢献するのかについての問題に焦点を当てた。5つの委員会が設置された。問題の所在を明らかにする導入的な委員会、人間の尊厳と平等に関する委員会、異なる文化と伝統という観点から見た自由と責任に関する委員会、さまざまな可能性を利用し諸課題に取り組むための実践的アプローチに関する委員会、そして最終結論に関する委員会である。

目 次

	パラグラフ	頁数
I. 序 論	1	3
II. ワークショップ	2—72	3
A. 問題の所在	4—11	3
B. 人間の尊厳と平等	12—23	5
C. 異なる文化と伝統という観点から見た自由と責任	24—43	7
D. 可能性と課題：実践的アプローチ	44—64	11
E. 結 論	65—70	15

I. 序 論

1. この報告書は、人権理事会決議 12/21 にしたがって提出される。その決議によって人権理事会は、2010年に国連人権高等弁務官が、異なる文明と法システムを適切に代表するよう十分な注意を払って選ばれた専門家だけでなく、すべての関係国、地域機関、国内人権機関と市民社会からの代表が参加して、国際人権規範と基準を支える人類の伝統的価値観が、どのようにして人権と基本的自由を促進し保護することに貢献することができるのかに関する意見を交換するためのワークショップを開催すること、

そしてワークショップでなされた議論の要約を人権理事会の作業計画にしたがって理事会に提出することを要請した。

II. ワークショップ

2. ワークショップは、国連加盟国、関連する専門家と市民社会の代表との協議に基づき国連人権高等弁務官事務所によって組織された。ワークショップを組織するうえで、ロシア連邦から多くの財政的支援を受けた。
3. 2010年10月4日、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンでワークショップは開催された。幅広い議論を促進するために、国連の6つの公用語で翻訳がなされた。ワークショップは、次の5つの委員会で構成された。問題の所在を明らかにする導入的な委員会、国際人権規範を支える価値観としての人間の尊厳と平等に関する委員会、権利と責任との関係を充てられた委員会、可能性と課題が議論される委員会、そして結論を出す委員会。ワークショップには、国家の代表、他の国連機関の委員、非政府組織、研究者と専門家も参加した。

A. 問題の所在

4. ワークショップと導入委員会は、国連人権高等弁務官によって開始された。人権高等弁務官はアジア系南アフリカ人女性として自らの経験した文化的多様性、自国から始まり国際舞台へと乗り出すことになった職歴について言及した。文化的多様性は彼女に人間の多くの類似性を示してきた。すなわち、地域を越え、文化または、ジェンダー、階級または言語の壁がない、基本的で、最小限の普遍的な価値観を示してきた。それらは人権を支える価値観である。それらの価値観の中には、すべての人びとにとって親しみがあり、自由、尊厳および恐怖と欠乏からの自由に対する願望を含み、世界人権宣言の基礎を形成する価値観もある。世界人権宣言は、世界の中のさまざまな文化と伝統に属する男性と女性の見解を反映したものである。
5. 人権高等弁務官によると、伝統は複雑な概念である。その地理的位置または経済発展の水準にかかわらず、社会的なことがらをすべて包含する、単一で包括的な共通の価値観のまとまりによって表現される社会は存在しない。伝統と価値観は時を経て変化し、社会における多様な行為者によって異なって考えられ、解釈される。人権と一致した伝統がある一方で、人権と対立する伝統もある。ワークショップの目的は、人権を支える伝統的価値観に焦点を当てることである。そうすることは、人権の普遍的

人類の伝統的価値観と人権

権威と訴求力を侵食する見解によって、伝統的価値観と人権を対抗関係に置こうとする人びとを拒絶することを意味する。ウィーン宣言は国家のおよび地域的独自性の意義、ならびに多様な歴史的、文化的および宗教的背景を考慮しなければならないことを承認する一方で、すべての人権および基本的自由を促進し保護することは、政治的、経済的および文化的な体制の如何にかかわらず、すべての国家の義務であることを再確認している。人権高等弁務官は、その方程式の両辺に共通する規範的根拠を理解することが人権のより効果的な促進、そして究極的にはよりヒューマニズムにあふれた社会にとって重要であると結論した。

6. 引き続き、国連人口基金（UNFPA）の上級代表によって基調講演が行われた。彼女の講演は、世界規模の国連人口基金の作業において反映されているように、文化横断的視点から人権に焦点を当てた。彼女は、国連人口基金の経験から、人権を定着させるためには文化的価値観と信念が明確に確認、論争、協議され、最終的にその内部で調整されなければならないことを指摘した。
7. 上級代表は、文化的伝統と信念はしばしば法律以上に強く根づいているので、文化は重要であり、したがって、人権の問題を根づかせるためには、文化のレベルに関与する必要があることを強調した。たとえば、女性に対する差別と暴力、女性性器切除や子どもの婚姻のような有害な慣行は多くの国において違法であるが、それでもそれらは特定の文化内部に深く埋め込まれているので持続している。人権侵害は家族とコミュニティにおいて起きるが、国家レベルの司法制度はしばしば、そうした人権侵害の場所からは離れたところにある。そうした人権侵害を確認あるいは黙認するのは、まさにローカルな価値制度メカニズムである。そうした慣行を効率よく廃止するためには、ローカルなレベルにおける個人、家族、コミュニティの文脈において、人権を促進するより深いレベルでの関与が必要である。そのために、コミュニティ内部における聞き取りと対話の促進が必要となる。
8. 上級代表は、女性の権利に関する国連人口基金の作業の事例と肯定的成果として、伝統的信念がそうした目標を阻害している文脈での、高い妊婦死亡率の減少、少女と女性に対する暴力と女性性器切除の廃止、HIV 感染の予防、および緊急事態に苦しむ社会での人道的支援を挙げた。彼女は、多様な文化的場面において普遍的人権に貢献する変化は外部から押し付けることはできず、また永続化するためには、それが内部から起きなければならないことを強調することによって、彼女の講演の結論とした。人権の原則はコミュニティと個人によって内面化されなければならない、その内面化の

ための鍵はすべての文化に存在する肯定的価値観と変化の主体を見つけ出すことである。文化は人びとによって創造され、人びとは文化を改変させることができる。人びとは自分たちの文化の肯定的側面を利用し、否定的側面を改善することができる。有害な文化的慣行と人権侵害に反対する人びとは、いずれの文化の内部にも存在する。人権分野における国際的アクターは、文化横断的視点からそのフィールドを眺めることができなければならない。そうすることによって、彼らは文化との対話に従事し、発展と人権のために変化をもたらす文化的主体を動員することができるはずである。

9. Natalia Narochnitskaya (民主主義と協力のための研究所パリ事務所の所長) は、人権理事会が伝統的価値観と人権の議論に携わることを称賛した。彼女の意見では、民族と文化の間の多様性と平等の保護と促進は、文明間の関係および私たちの時代におけるあらゆる社会の中に真の調和を実現するための前提である。世界は相互に依存しているが、同質ではない。自由、人権と平等が主たる重要事項ではないという国または文明は存在しないが、これらの問題にはさまざまな見解がある。彼女は、国際連合憲章が人権の承認と保護を国内問題に対する不干渉と国家主権の平等に結びつけていることを想起させた。彼女は、人権理事会が異なる文化における人権の解釈について研究することを奨励した。
10. Narochnitskaya によると、人権の観念そのもの、そして公的機関の権限が法的、伝統的および倫理的規範によって拘束されるという思想は、ギリシア—キリスト教的な自然法概念に見いだすことができるので、伝統的であると見なすことができる。彼女は、人間の尊厳の価値を強調する伝統的なキリスト教的価値観は、奴隷制度の禁止のように、現行の人権基準の中にいくつか確認することができるとのべた。同時に、20世紀における大規模な人権侵害に責任のある多くの体制は、自らをおおげさに「反—伝統的」と宣言したという。彼女は、世界人権宣言とヨーロッパ人権条約の両方の誕生が、伝統に深く根づいた価値観に新しい刺激を与える試みであったことも確認した。
11. 人権を確保することは、国家、コミュニティおよび家族のような伝統的制度を廃止することではなく、保護することを要請する。人権の尊重が、法的処罰への恐怖だけでなく、深く根づいた信念に基礎を置くことを確保するためにも、伝統的価値観に親しみを持つことは重要である。伝統は内面的であり、かつ強制ではなく態度に影響を与えるので、最良の教師のひとつであり得る。Narochnitskaya は、価値論的ニヒリズムの危険と宗教的傾向の喪失について警告した。したがって、彼女は人権と伝統的

な道徳的価値観との結びつきの復活を提唱した。

B. 人間の尊厳と平等

12. 第2委員会は、さまざまな伝統と文化において見いだすことができる、人権を支えるような価値観として人間の尊厳と平等に焦点を当てた。最初のパネリストである Eckart Klein（ドイツのポツダム大学法学部教授、元国連人権委員会委員）は、国際人権文書における人間の尊厳の平等という概念の全般的意味について概観した。
13. Klein は、普遍的人権文書が人権と切り離して人間の尊厳を表現しているのではなく、平等かつ不可譲の人権が人間の固有の尊厳に由来すると指摘した。人権文書は、この主張を正当化するための指標を提示している。たとえば、人権の承認と保護の必要性は、「人類の良心を踏みにじった野蛮行為」に対する反動という形をとっているのである。人間の尊厳は、人権文書において定義されていない。さらに、ひとつの哲学的、人類学的または宗教的アプローチを特に人権文書が承認しているわけではない。したがって、人間の尊厳の承認は、正当化のためのいかなる特定の方針をも重視することのない、基礎的な価値としてある。
14. Klein は、人権との関係で人間の尊厳に与えられた地位の進歩について指摘した。1948年の世界人権宣言は、人間の尊厳を人類社会に属する自明の価値として見なす一方で、人権が人間の尊厳に由来することを主張するのが1966年の国際人権規約であった。人間の尊厳は人権の基礎的価値として、したがって法的に承認された人権の解釈を導く変数と見なすことができる。これは余分な観念ではなかった。なぜなら法規範の正当性とその倫理的根拠の間には重要な関係があるからである。そのうえ、基礎的価値観は、人権の範囲とその制限または抑制を受け入れる可能性を解釈するときに指針を提供することもできるのである。
15. 人権の基礎として人間の尊厳を主張することから、多くの結論が生じた。第1に、それは人間を権利保持者と権利要求者として承認することを要請する。第2に、個人または集団からその権利を奪うことは人間の尊厳と一致しない。第3に、人間の尊厳は個人だけでなく社会全体の価値でもある。したがって、人権は人間の相互作用の文脈において理解されるべきであり、それは他者の人間の尊厳を尊重することが必要であること—およびそうした尊重が確保されるためには法的な保護が必要であることを意味する。第4に、人間の尊厳は、自らのアイデンティティを発展させることができる人間の自由の承認を要請する。国際人権法は権利の制限または制約を認めているが、

人間の尊厳はそうした制限が恣意的でないこと、またさらに、拷問の禁止および残虐なまたは非人道的な取扱いのような場合には、そうした制限が許されないことを要請する。

16. 最後に、Klein は人権の普遍性の問題を検討した。人間の尊厳を基礎的価値とする主張は、内在的な普遍的妥当性の要求をともなっている。しかし、国家的および地域的独自性の意義と多様な歴史的、文化的、宗教的背景は、特に制限をどこまで認めることが可能かという、特定の文脈における人権の解釈にとって有用であるかもしれない。しかし、人間の尊厳は常にこれらの解釈に対する基準でなければならない。文化的伝統は、人間の尊厳が危機に瀕するときの、国家による作為または不作為を決して正当化することはできない。Kleinは、人間の尊厳の視点から人権を解釈するときに、固定化されないまたは不変ではない価値観の発展を文脈に入れる必要性をも強調した。彼はそれを行うときに、公開性と配慮の両方を提唱した。
17. Monica Chuji (Tukui Shimi 財団人権部長, 元エクアドル制憲議会議員) は、国際人権文書および基準とともに、エクアドルとボリビア (多民族国) の新憲法に導入された *sumak kawsay* (「善き生」または「調和のある生活」) の観念に焦点を当てることによって、先住民族の世界観の文脈における人間の尊厳の概念を提起した。アンデス山脈の先住民族の世界観を起源とする *sumak kawsay* の概念は、善き生の概念を孤立した個人ではなく、個人とコミュニティおよび自然の関係に置いた。
18. *sumak kawsay* は、健康かつ肥沃な土地へのアクセスを享受すること、必要なものを多様な方法で耕すこと、河川、森林、山およびきれいな空気を保存すること、領域を集团的に管理すること、コミュニティ自身の価値観に基づいた教育を提供し受けること、他者の権利を尊重すること、および各コミュニティの優先事項を集团的に決定することを意味する。それは、私たちの周囲で暮らす人びととコミュニティの生活を規律する、祖先の慣例の尊重に基づいている。それは、平等、連帯、互酬、規律、尊敬、差異の認識、会話および私たちのすべてが自然の一部、生物多様性の一部であり、私たちの生活環境に配慮する責任を有することの承認に基づいている。
19. *sumak kawsay* の概念は多様な側面を持つ。それは個人およびコミュニティと自然との不可分で、節度を保った調和的な関係に対する必要性に焦点を当てた、哲学的／倫理的な側面を持つ。それは先住民族の自己決定権と自らの発展を決定する集团的権利と結びついた、政治的側面を持つ。それは慣習法を含む拘束力のある法規範の中に反映される必要があるため、法的側面を持つ。*sumak kawsay* は普遍的に承認された

人類の伝統的価値観と人権

人権とも関連がある。実際に、それは市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利、そして個人と集団の両方の権利と関連する。それは、どのような経済活動が自然を尊重し、そして自然または人間の搾取のどちらにも基づかないかを見極める基礎を提案するので、経済的側面を持つ。sumak kawsay は多様で、健康な、バランスのとれた生産を促進し、自己生産物の分かち合いと消費、またフェア・トレードを認める。それは伝統的な知識と価値観を反映し、文化間の対話に開かれているので、文化的側面を持つ。それは生物多様性の尊重と自然とのバランスのとれた関係を求めるので、環境的側面を持つ。それは世代から世代へと知識と価値観を運びかつ伝達し、他の知識と智慧でそれらを表現する過程を含むので、コミュニケーション的側面を持つ。以上を要約すると、sumak kawsay は人間と自然の間の意味と深い関係を回復すること、また、文化と世界観の多様性の認識と尊重を回復することを目的とするのである。

20. コメントと質問のための時間において、Philip Riabikh（ロシア正教会のモスクワ総主教）は、人権と宗教的伝統の関係について自らの見解をのべた。彼は、宗教的伝統が人権、自由と尊厳を含む、特定の民族または集団の経験における、普遍的価値観の具体化した形態であるので、それが人権と対立すると考えることは誤りであると確信している。Riabikh は人権の分野における抽象的な決定に対して警告を発した。彼は国際機関が、特定の諸国に関して人権の解釈をするさいに、その国の文脈を周到に調査すべきであるとのべた。彼は宗教的伝統が人びとのアイデンティティの一部であり、したがって宗教に対する誹謗は暴力と紛争を招くことがありうるという事実も強調した。彼は宗教団体が人権の発展に参加する機会を要求し、手本とされるべき事例として宗教間の対話の経験を指摘した。
21. キューバ代表は、すべての法システムは慣習と伝統を参照しているので、伝統と人民の現実が考慮されることが重要であると指摘した。たとえば、人権は平和と国際的連帯に対する権利および健康な環境に対する権利のような、以前には考えられなかった新しい権利の漸進的な承認を通じて発展してきた。またさらにそうした権利は、人間の尊厳と密接に結びついているものとして理解されるべきである。
22. アイルランド代表は、中核的な国際人権文書は人類が大切にすべき価値が何であるのかに関する国際的合意—各人が平等に扱われ、あらゆる種類の差別から自由であることによって尊厳ある生を送ることができる—を表している、とのべている。価値観が部分的には伝統の影響を受ける一方で、伝統そのものは人権侵害という犯罪行為を正当化するためにこれを利用することはできない。実際、ある場合にあって伝統を捨

てることが価値ある差異を生み出す。たとえば、さもないと公務員になるまたは投票する機会を有しないであろう女性に人権の享受を認めること、人種間および宗教間の婚姻を認めること、またはさもないと大人による虐待を受けるであろう子どもに保護を与えることがそれである。人権は伝統の縛りに限定されてはならず、すべての個人にとって意義あるものとして、それゆえ適用可能なものとして維持されなければならない。

23. 人権と死刑の両立や先住民族が被った文化的同化と宗教的差別といった問題も、参加者によって提起された。

C. 異なる文化と伝統という観点から見た自由と責任

24. 次の委員会は、さまざまに異なる文化が人権の普遍性の根底にある問題として権利と責任の結びつきをどのように考えているのかに焦点を当てた。
25. Joseph Prabhu（アメリカのカリフォルニア州立大学哲学部教授）は、将来の世界人権宣言に関する国連教育科学文化機関（UNESCO）の研究からの調査依頼に対するマハトマ・ガンディーの応答を想起した。ガンディーによると、人権が人間の共同体の普遍的な道徳言語であるという外形を有しているとすれば、権利と義務は密接不可分に結びついているはずである。Prabhuによると、ガンディーの指摘は人権の普遍性が多くの異なる方法で理解されることを示している。したがって、彼は特定の自民族中心的な基準を世界の他の地域に押し付けることを避けるために、文化間の対話に携わることが必要であると強調した。そうした対話を通じて、異なる思想が相互に修正し、高め合うことができる。
26. Prabhu は、文化的差異を超越するのでも、ひとつの文化を他の文化に優越させることによってその差異を解決しようとするのでもなく、むしろ他の文化を真剣に取り上げ、開かれた心でそれらの文化の意味と真理を探究しようとする対話モデルを提唱した。規範、法的メカニズムおよび正当化という3者を区別することによって、文化横断的な対話を進めていくための枠組みを提供することができる。それは、必ずしも人権文化という言葉を使わなくとも、世界中には多様な人権文化があるという事実を承認し、受容することを認める。たとえば、彼は人権に関する議論で採用されてきたインドの古典的道徳観念である dharma（ダルマ）を指摘した。Dharma は個人から出発しない。人間の本質は個人だけではなく全体としての社会に具体化され、全体としての社会は dharma によって一体性を維持しようとする宇宙的秩序のひとつの表現

人類の伝統的価値観と人権

である。そうした視点からは、西洋的な人権言説の基礎にある前提の多くに異論が唱えられることになる。dharma の伝統は、個人主義に対する批判に加えて、責任と分離された権利という思想や自然とコミュニティを考慮に入れず、人間だけに適用される権利の思想をも批判する。

27. Prabhu は、それぞれの伝統がグローバルな人権文化の発展に寄与するなにかがしかのものを有していると示唆した。人権言説をさらに発展させるためには、西洋志向の定式化が人権の起源であると見なすことの限界を超える必要があり、市民社会組織や非国家的空間のような個人とは異なる対話者を考えるべきである。
28. Patrice Meyer-Bisch (スイスのフライブルク大学にある倫理と人権のための学際的研究所のコーディネーター) は、人権の文脈で「伝統的価値観」を考えることが2つの主要な疑問を提起すると指摘した。それは、(a) 価値観の多様性は普遍性と両立するのか?、(b) 伝統を考慮することは個人の自由と両立するのか?、である。
29. Meyer-Bisch によると、人権をその文化的文脈から切り離して考えることは不可能である。ただしこのことは相対主義の導入を意味するのではなく、より具体的かつ労をとまなう普遍性に到達するために必要な、一連の資源を文化的多様性に見いだすことを意味する。普遍性は共通の課題である。それは私たちが共有する矛盾に絶えず働きかけることによって、人間の条件を明らかにする。したがって、普遍性は多様性に反するのではなく、それに水路を開き、両者の首尾一貫性を構築するのである。
30. 自由の行使には文化的資源が必要である。人権——特にアイデンティティ、価値観および意味を運ぶ乗り物としての文化的資源にアクセスする権利と自由を特別に保障する文化的権利——の視点から価値観の伝統的な伝達を分析することは、それぞれの人間に遵守、解釈および連帯の義務を課すことになる。彼は、(a) あらゆる理性を用いて自由を鼓舞すること、(b) 伝統を、文化遺産であり不可分で相互依存する人権システムにおける文化的権利の対象として見なすこと、(c) 脆弱な伝統の価値を保護するために必要な責任の重要性を強調すること、(d) 伝統と革新を調和させ、両者を合せて共通の責任および責務と見なすことの必要性を主張した。
31. あらゆる理性を用いて自由を鼓舞することはすべての人、特に最も搾取されている人びとに対して文化的資源へのアクセスを確保し、伝統には多様な解釈があると認識することを要請する。生ける伝統は持続的な解釈と伝達の空間である。生き長らえた経験(伝統)と合理的議論の双方が価値観を探究し、伝達するために必要な資源であり、人権そのものが文化横断的な伝統であることをすべての人に思い出させてくれる。

32. 伝統は文化遺産であり、個人および集団として人間が自分と伝統を一体のものと考え、そして互いにコミュニケーションすることを可能とする、文化的準拠枠と見なすことができる。そのように伝統が不変ではないことを考えると、尊重するだけでなく、批判的な態度を持ってアプローチされなければならない。伝統に対する「批判的尊重」は、この準拠枠を共有するすべての人の責任である。
33. Meyer-Bisch は、世界人権宣言第1条で構成される人権の範囲を構築する3つの要素——自由、尊厳における平等および連帯——がある基本的能力——理性と良心、自由および責任——に対応すると指摘した。尊厳は常に個人にかかわるものではあるが、家族、コミュニティ、文化遺産、学校およびメディアのような、集団的な準拠枠と伝達様式がなければそれを認識することは困難である。
34. 伝統と革新の関係に関して、Meyer-Bisch は、文化資本の発展が卓越性、安定的価値および創造性を持つためには一定の条件が必要とされると強調した。文化的貧困とは、人またはコミュニティがそのアイデンティティ、責任および社会的絆にとって必要な文化的資源にアクセスすることができないこと、と定義することができる。人権と人間の尊厳を侵害する偏見に満ちた慣行は文化的退廃の指標と見なすことが可能であり、それらを批判することはすべての人に共通する責任である。この過程は同時に、伝統的価値観を尊重したうえでの批判および人間の尊厳とコミュニティの復興として有用である。最後に、Meyer-Bisch は、文化間の対話だけでは論争的な問題と困難を批判的に熟考することは不十分であろうと指摘している。文化間の対話に代えて、彼は私たちの共通の理性という資源の多様性を活用する方法として、文化間の討議の重要性を強調した。
35. 専門家による意見表明の後、非政府組織と国家代表が意見を出した。国際法律家委員会によると、国際人権法の枠組みは特定の宗教に所属しているかどうかにかかわらず、あらゆる場所のすべての人間に対して人権が保障されることを確保するために確立されてきた。したがって、人権の内容は伝統または宗教によってではなく、権威ある法的機関によって解釈され、時を経て発展してきた国際法を参照して確定されなければならない。世界の多様かつ多面的な伝統、文化および宗教は、私たちに多くの肯定的、人間的な価値観と実践を提供する。しかし、伝統、文化または宗教の中には、すべての人によって共有されていないものもある。国際人権法は尊厳、普遍性、非差別および法の下での平等という原則を通して、人類社会の多様性と各個人のユニークな性質を認めている。加害者が自らを正当化する手段として伝統、文化または宗教を援

人類の伝統的価値観と人権

用するか否かにかかわらず、国際人権法は、有害な慣行、暴力および差別から個人を保護しようとしている。

36. 「性とリプロダクティブ・ライツのための青年連合」は、ジェンダー、年齢、障がい、人種、カーストおよびセクシュアリティなどにまつわる伝統的価値観が、多数の個人と集団を周縁へと追いやってきたという事実注意到注意を払った。人権侵害と虐待の事例には、カーストを超えて結婚した青年男女の殺害、公衆衛生サービスにおける未婚の青年に対する避妊の拒否、公立学校における包括的なセクシュアリティ教育の否定、レズビアンとゲイに対する暴力などが含まれている。
37. 「ロシア連邦社会院」は、普遍的人権には必ずしもローカルな伝統とは適合しないものもあるという事実を強調した。たとえば、「プライバシー」の思想は必ずしも移植することが容易ではない。ロシア連邦の多くの地域では、個人的価値観よりも共同体的価値観が浸透している。法の支配や正義の原則のような、人権保障を主とする価値観もある。それらは必ずしも国民的価値観または国家の伝統であるというわけではない。
38. 「国際人権サービス」は、国際人権規範と共鳴しない、したがって人権擁護者を攻撃することを正当化する価値観システムに正当性を与えることに対して警鐘を鳴らした。女性の社会的役割にかかわる伝統的、文化的、宗教的または社会的規範に挑戦すると見なされるときに、国際人権サービスは女性の人権擁護者が被る攻撃を問題として取り上げた。
39. 「女性に対する殺人と投石を中止するグローバル・キャンペーン」は、人権侵害を許容するために文化を濫用することに警告を発した。暴力はしばしば、女性と少女を従属的地位におき、彼女たちの基本的人権を侵害する効果を持つ伝統的な価値観と慣行との関連の中で正当化される。「伝統」が、従順、「しとやかさ」や移動の自由を規制し、また家庭内での男性に対する女性の服従、および女性と少女を夫または父親の財産と見なす法律といった、彼女たちの態度とセクシュアリティの規制や統制をとくに目的とした「伝統的規範」を逸脱したという理由で、彼女たちを過酷に処遇することを、その団体はやめさせようとしている。その団体は、世界人権宣言がすべての人民とすべて国家が達成すべき共通の基準というだけでなく、すべての伝統的価値観を評価すべき共通の基準でもあることを確認した。世界人権宣言は諸国家のコミュニティによって普遍的に主張され、すべての人間の基本的尊厳と一致する肯定的な伝統的価値観を具体化したものである。

40. オランダ代表は、個人は多様なアイデンティティ——たとえば、宗教、国籍、職業的地位などを持つとのべた。このことは多様なアイデンティティと結びついた異なる価値システムをもたらす。そして人権の機能のひとつは、それぞれの個人を保護し、そうしたアイデンティティのなかから選択するまたはそれらを結びつける機会を個人に与えることである。宗教的伝統に対する議論を狭めることは問題を単純化し、個人を戯画化する。
41. 「ガイア財団」によると、文化的権利は個人または集団だけでなく、将来世代の権利と見なすこともできる。植民地主義はしばしば地域の文化を破壊し、それらは新しく誕生した国民国家において、現在ではマイノリティの文化となってしまっている。財団は境界を越えた文化について語るができると考え、境界を越えた文化的権利を想像することは可能であるのかどうかという問題を提起した。
42. アメリカ合衆国からの代表は、「伝統的価値観」という幅広い概念は問題があるとのべた。「伝統的価値観」の観念は人権法にとって異質であり、女性の権利、マイノリティと他の脆弱な集団の権利のような、国際人権文書に謳われる普遍的原則を掘り崩すことができる。「伝統的価値観」という用語は明確に定義、理解されておらず、したがって、非常に曖昧で幅広く解釈できるので、人権侵害を正当化するために利用されることも可能である。伝統に固有の性質は、それが時とともに発展してきたということである。伝統的なものと見なされていることがらは、常に議論され、再定義されてきている。かつて奴隷と女性の無権利は伝統であったが、今日、ほとんどの国が人種的マイノリティと女性に関して相当異なる伝統を擁している。伝統的価値観の思想は、一部の人たちによってレズビアン、ゲイ、バイセクシャルまたはトランスセクシャルの抑圧的かつ不公平に取扱うことを正当化するために濫用されてきた。アメリカ合衆国は普遍的な人権基準を強化するために今後も協働し、国家による差別的かつ抑圧的な法律と政策の押し付けを支持するために、伝統的価値観を歪曲することに反対する。
43. 「ロシア科学アカデミー」は、人権の普遍性の問題はアプリアリな方法、すなわち経験から独立しては解決することができず、対話の場が設けられて明確に話し合われるべきであると指摘した。

D. 可能性と課題：実践的アプローチ

44. 委員会は、文化的に多様な世界における人権の実施のための可能性と課題に焦点を

合わせて議論した。

45. Tom Zwart (オランダのユトレヒト大学教授) は、ローカルな文脈において国際人権基準の実施を促進するための実践的アプローチとして、「レセプター理論」の見解に焦点を当てた。そのアプローチによると、国際人権規範と文化的慣行は相互に強化し合うことができるし、そうすべきである。
46. Zwart は、国際人権規範が西洋的価値観の擁護を国家に要請するというのは誤解であると異議を唱えた。人権を支持することは必ずしも西洋のリベラルな人権概念を信奉する、またはそれが他の概念より優越していると考えることを要請しない。国際人権体制は、それが特定の哲学によって裏づけられているからではなく、実定法に基礎づけられているので、国家を拘束するのである。人権の分野における国家の責務は、道徳的責務というよりは国家が条約に署名したことの結果として生じる法的関与である。すべての締約国は、人権に関していかなる哲学的見解を持つかにかかわらず、自ら負っている人権の責務を履行しなければならない。この法体制が許す範囲において、締約国は自らの哲学的信念への忠誠を維持することができる。
47. Zwart は、国際人権上の責務を実施するために、国家はそれらを国内法上実効力のある権利へと置き換える以外の選択肢はないとのべた。別段の定めがない限り、国際人権上の責務を履行するために、国家が自由に自国の社会的しくみを選択することが可能になる、と彼は主張した。国際法の下で、国家は条約上の責務を国内で履行することについて裁量を有している。国家はそれぞれの条約で規定された責務を充足する限り、国家が条約を署名したさいの既存のしくみに依拠することを含めて、国内レベルで最も適切にそれらの責務を履行する方法を選択してもよいことになる。したがって、条約で規定された基準を充足するかぎり、非西洋諸国は権利を援用せずに、自国の文化と伝統により適合する他の社会的しくみに依拠することで条約上の責務を履行することができる。これらの文化において、人権条約上の責務は、家族、集団の連帯、尊重、抑制、義務および信仰のような、他の非一法的手段を通じて遂行される。
48. 次に、Zwart は「レセプター理論」の概要を示した。それは国家が国際人権条約上の責務を履行するためにローカルな文化的慣行に依拠することができるし、そうすべきであることを前提とする。レセプター・アプローチは3つの要素——正当性、文化的流動性、土着の改革から構成されている。
49. 正当性はすべての文化の平等性を尊重し、承認することによって構成される。レセプター・アプローチは条約上の責務を履行することの正当性を、伝統的なものを含む

法律と権利以外の社会的しくみを設けることによって受容する。その前提は、合理的—世俗的価値システムと同じように、伝統的システムは公平さと人間の尊厳の実現を目的にしているということである。文化的流動性は、こうした社会的しくみを可視化することを意図している。これらの知見を得ることで、レセプター・アプローチを適用する人は、締約国がローカルな社会的しくみを通じて条約上の責務を充足する方法を構想するさいに支援することができる。したがって、学者、政策決定者、活動家そして国際監視機関は、人権条約上の責務を履行するためになされる努力のより良き構想を得ることができる。土着の改革は、人権によってローカルな改革が求められていると信じる人びとに指針を示すために、人権の責務を充足するにふさわしい社会的制度の構想を要請する。レセプター・アプローチは、改革が既存の社会的しくみを置き換えるのではなく、それに付け加えるべきであるという思想に基づいている。それは、人権条約に違反することなく、特定の社会に存在する社会関係に対する忠誠を維持するローカルな救済措置を見出すことができる場合には、外国の観念を慣習法へ導入することに反対する。既存のしくみに加えられる変化は、トップ・ダウンで強制される変化よりもコミュニティによって支持され、実行される可能性はるかに高い。

50. 最後に、Zwart は、研究機関、市民社会組織や他のステークホルダーで構成され、伝統的価値観と人権の関係を探求し、両者の有益な交流につながる思想と概念を提示することを目的とする、伝統的価値観と人権に関するネットワークの創設を発表した。
51. Rashida Manjoo (女性に対する暴力およびその原因と結果に関する特別報告者) は、自らの任務として、伝統的および文化的慣行と女性に対する暴力が絡み合った問題がどのように検討されてきたのかを概観した。その任務の中で、この問題、特に女性に対して暴力的である家族における文化的慣行、および文化と女性に対する暴力の間の関わり方に集中した2つのテーマ別報告書が作成され、そして諸政府に対する他の報告書や通報においてもそれが表明された。
52. 特別報告者は、多くの人権条約に明確な規定があるにもかかわらず、女性の人権を侵害し、人間の尊厳と矛盾するような、文化の名において正当化された慣行を存続させることが、普通になっているとのべた。不処罰の蔓延は、過去において、関係政府または国際共同体のいずれもが健康、生命、尊厳および人格の高潔さに対する権利を侵害する暗黙の慣行に異議を唱えてこなかったという事実によって説明された。こうした問題は、女性と家族の私的な領域の中にある微妙な文化的問題であり、したがって国家の仕事ではないと見なされることもある。

人類の伝統的価値観と人権

53. 文化に依拠した、女性の権利を阻害する言説に対抗し、これを修正するために、(a) 歴史的に構成され多様な立場と利害を表すものとして文化を探索すること、(b) 文化的慣行を理解するために政治—経済的視点を用いること、および(c) 他の形態の不平等と連続し、交差するものとして女性に対するあらゆる形態の暴力にアプローチすること、等々が必要である。このために、特定のコミュニティの中に存在する多様な女性の声に耳を傾け、またあらゆる形態の暴力を受けることのない生命に対する権利の主張が、文化の名の下に抹殺されないように保障することが必要である。
54. その任務の中で、女性に対する文化に由来する家庭内でのさまざまな暴力のあり方が明らかにされた。そうした慣行には、幼児婚と強制結婚、息子を好む傾向、名誉殺人、女性性器切除、女性の性とリプロダクティブ・ライツが含まれる。その任務の中で、一定の有害な慣行と HIV や AIDS の感染および伝染との間の結びつきも探究されてきた。
55. その任務の中で、拷問となる慣行と差別となる慣行が区別された。苦痛と苦難を含む文化的慣行と身体の完全性に対する侵害は、国際法の下で拷問となりうる。不平等な家族法システムのような差別的慣行に関して、その任務では、さまざまな国によって文脈の多様性に依拠して採用された幅広いアプローチが提唱されてきたが、このアプローチは社会的変容がコミュニティ自身によって導かれることができるように、究極的には思考様式における変化を目的とすべきである。
56. 人権理事会に提出された特別報告者の次のテーマ別の報告書は、女性に対する暴力の文脈において、複雑で多様な形態の差別についてもつばら論じている。報告書において、報告者は、とりわけ、文化の名において女性に向けられた抑圧的慣行が他の形態の差別と絡み合い、女性が経験する暴力の連鎖を助長する点について検討を試みている。
57. 質問と意見のために設けられた場において、「Marangopoulos 人権財団」は、ウィーン宣言および行動計画において、国家が「女性の権利と一定の伝統的または慣習的慣行の有害な効果との間に起きるあらゆる衝突」を根絶するために引き受けた取組みを、参加者に想起させた。財団は、人権を支える伝統的価値観を理解する必要性を支持する一方で、「伝統的価値観」の推進が家庭内における女性の性的虐待、ダウリーと関連した暴力および女性性器切除のような慣行に反対するキャンペーンに、一定の否定的な効果を与えるかもしれないことを指摘した。財団は、国家に女性の権利を侵害する結果をもたらすあらゆる伝統的慣行について効果的に検討する国際的責務

を想起させる決議の採択を人権理事会に促した。それは、人権侵害を正当化するために伝統的価値観が援用されてはならないことを明確にし、個別の人権法と一致する伝統的価値観だけを提言するものである。

58. 「ARC インターナショナル」は、伝統的価値観に基づくアプローチが国際人権基準を侵食する可能性について、また静的で単一的なものとして伝統を描く試みについて懸念を表明した。人権はしばしば国際基準との一致を確保するために変化を求めらるのに対して、伝統的価値観は過去の慣行を正当化するため、または変化に抵抗するために援用される。ARC インターナショナルは、伝統と文化が多元的でありかつ発展する、そして国際人権法と一致する伝統もあるが、そうでない伝統もあると指摘した。伝統は単に多数者の価値観を反映したものすぎないと見ることはできない。国際人権法の多くは、歴史的に周縁化され、国家または多数者による人権侵害に従属してきたマイノリティを保護するために構想された。国家は、国際人権法と一致しない有害なステレオタイプ、価値観、伝統および慣行を根絶する積極的な責務を有している。伝統と文化は、国レベルにおける人権教育を通じて私たちの多様な社会において人権の尊重を促進する手助けとして役立つが、人権侵害を正当化し、また人権の範囲を制限するために伝統的価値観を援用することは誰もできない。伝統的価値観に基づくアプローチがはらむ人権侵害の可能性を考えると、「普遍的価値観」または「国際人権法を支える価値観」を参照することが、将来においてより生産的であると ARC インターナショナルは示唆した。

59. 「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」は、伝統的価値観に関する議論が人権の責務の実施にしっかりと埋め込まれるべきであると指摘した。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、すべての文化は多様性を含み、ときには伝統と価値観が衝突することを強調した。この意味において、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、有害な慣行がしばしば一定の伝統的価値観を援用することによって正当化されることを想起させた。この団体は、伝統的価値観、伝統的慣行および伝統的シンボルを区分する明確な境界線はないという事実も強調した。そうした明確な定義の欠如は、それぞれが人権に与える影響の評価を困難にする。いずれにせよ、人権侵害の事例では、人権は伝統に取って代わらなければならない。女性の投票権を含む、普通投票権のような現在承認されている人権が、伝統的価値観と矛盾すると見られるようになったのはそれほど昔のことではないように思われる。最後に、伝統を定義することから排除された人びとはしばしば最初の犠牲者であり、議論において彼らから話を聞くべきである。

人類の伝統的価値観と人権

60. ヨーロッパ連合の代表として語ったベルギーは、「伝統的価値観」という観念は否定的な含意をもち、幅広く解釈されやすいので、ヨーロッパ連合はワークショップの組織化を認めた決議に反対票を投じたことを想起させた。この不明確な概念は、国際人権文書で盛り込まれた原則を弱めることになる。文化的多様性は人権を掘り崩す手段としてではなく、人権を促進する可能性として理解されるべきである。伝統的価値観が人権を豊かにする場合には、文化的権利と先住民族の権利の場合と同様に、人権法の下で保護するに値する。より一般的には、人権を支える伝統と価値観は人間性を豊かにする要素であり、すでに多数のユネスコ文書によって文化遺産として保護されている。「伝統的価値観」という法的ではない概念の普遍的な定義がないことは、人権という法的言語で「伝統的価値観」を明確に表現することを困難にしている。ヨーロッパ連合は人権の普遍性に愛着を感じていることを想起させた。ウィーン宣言やその他の文書によると、人権の侵害または制限を正当化し得る伝統は存在しないのである。人権の促進と保護の枠組みに適合することができる伝統的価値観の肯定的な側面に関するかぎり、それは主として文化、文化的多様性および文化遺産に関する文書を通して、すでに国際法で考慮されている。これらの側面はユネスコの権限に含まれる一方で、文化的権利の分野における独立の専門家はユネスコの任務の文脈においてそれらを検討することもできる。
61. 中国代表は、人権の概念は少数の国によって独占されるべきではなく、またそれが現実にはあらゆる国の伝統的価値システムに深く根ざしているとのべた。中国は人権観念の発展を促進するために伝統的価値システムを利用した。たとえば、伝統的な中国の宗教思想は、天が多くのもを生み出すが、最も重要なものは人間であると強調する。したがって、そうした伝統的な価値を推進することは人権の発展に肯定的な影響を与える。中国によると、人権の普遍性は諸国家の伝統的価値観と結びつけられるべきである。
62. 「人権法情報センター」は、多くの伝統的価値観はすでに、宗教の自由、表現の自由と結社の自由のような、人権法によって保護されていると指摘した。しかし、それらは絶対的な権利ではない。伝統的価値観を擁護する多くの人びとと主張によると、語られることはないが、伝統的価値観と他の権利が対立する場合には、伝統的価値観が優るのである。しかし、これは国際人権法の立場ではない。宗教的および文化的権利がその他の人権に自動的に優先することを認めることは、権利の誤った階層性を永続化し、構造的な差別と他の権利侵害を固定化することになる。したがって、文化的ま

たは宗教的権利を承認することと、他の権利を損なうほどそうした権利を優先することとを混同することは危険である。

63. エジプト代表は、伝統を構成するものと伝統的な価値観を構成するものを区別することが必要であると指摘した。社会は常に変動している。価値観は社会を構成するものの一部であるので、人権の規範および原則と考えられているものを現状のままに維持する方法や、伝統的価値観と見なされているものを肯定的な意味に作り変える方法も変化する。伝統的価値観は有害な伝統または慣行と混同されるべきではない。それらは、社会がその上に構築される価値観に依拠して論じられなければならない。
64. オランダ代表は、すべての伝統的価値観が人権の尊重、保護、享受を必然的にもたらすという見方に疑問を提示した。有害な伝統的慣行と伝統的価値観との間の明確な区別がないことは、これらの観念に法的な意味を与えることを困難にする。オランダはすべての人権の普遍性に大きな重要性があると考えている。たとえば、拷問または超法規的殺人からの保護と他の人権の保護は、世界中のどこにおいても同じであるべきである。ウィーン宣言第5条によると、国家および地域的独自性の意義、ならびに多様な歴史的、文化的および宗教的背景は考慮に入れなければならないが、すべての人権および基本的自由を促進し保護することは、その政治的、経済的または文化的な体制の如何を問わず、国家の義務である。

E. 結 論

65. 文化的権利の分野における独立の専門家である Farida Shaheed は、ワークショップにおいてなされた議論を基礎としていくつかの結論を出した。彼女は多様な提案におけるいくつかの基礎的な合意を確認した。
- (a) すべての文化は人類全体に属する共通の価値観を共有し、それらの価値観は人権の規範と基準の発展に重要な貢献をした。
 - (b) そうした価値観は、多様な、文化的および政治的伝統と見解を取り入れ、合意によって採択されたうえで、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を表明している」世界人権宣言に銘記されている。
 - (c) 一人ひとりが、社会的—経済的、文化的および人のアイデンティティ、信仰システム、政治的見解または物理的位置にかかわらず、世界人権宣言で承認されたすべての権利と自由に対する権限を有している。
 - (d) すべての人権は普遍的であり、不可分で、相互に関連し、相互依存のかつ相互に補

人類の伝統的価値観と人権

強し合っており、公平で平等な方法でかつ同じ基礎に基づいて取扱わなければならない。

(e) 国際法の下で、すべての国家は、その政治的、経済的および文化的システムにかかわらず、すべての人のためにすべての人権と基本的自由を促進し、保護するための責務を有する。

66. 人権の普遍性に関する合意がないとしても、伝統的価値観に関する議論は、権利の普遍性がどのようにして現実のものに翻訳されるのかについて焦点を当てる傾向があった。すべての人間の思考と理性は、人権の内容を巧みに作り上げる伝統を含む、人びとの文化的見解と理解に根ざしていた。したがって、国際人権基準に生命を吹き込むこむために、世界のすべてのコミュニティの間でこれらの規範と基準が所有されなければならない。これはローカルな語彙を通じた概念の受容と同化を意味した。しかし、それと同時に、普遍的な人権基準の継続的発展は、これが世界の人びとの文化的多様性を反映している場合にのみ可能であった。普遍的な基準および理解と多様なローカル化された現実の間の相互作用のゆえに、検討されるべき一連の問題が生じた。文化的観念と価値システムはどの程度まで国際人権と一致するのか？ 国際人権は世界の人びとの文化的多様性を反映したのか？ かりにそうでなければ、私たちはいかにして調和と共通の理解を達成し、人権を生きた現実とすべきなのか？ 伝統的価値観と、そのような価値観を外部から目に見える形で表している伝統的慣行をどの程度まで区別することができるのか？ 「伝統的価値観」を実質的に構成するものに関する共通の理解はあったのか？ 「伝統的価値観」の変数と内容を定義する責任を有するまたは有すべきであるのは誰なのか？

67. 伝統には文化的アイデンティティとともに感情に訴える特性や響き、また自己意識があるので、「伝統」や「伝統的」という言葉を分析することが重要であった。一方で多数者および／または権力保持者の見解を、他方でマイノリティを含むより周縁化された人びとの見解を反映することにより、コミュニティはそれ自身の中に異なる価値観を反映する多様な伝統を有していた。伝統は、変化する現実に応じて、また他のコミュニティとの相互作用と相互変化の結果として、絶え間なく変化し、時間をかけて発展してきた。文化的観念と価値システムは、過去との連続性と、計画され、想像された未来の両方を利用した。

68. 思想の相互交流を促進するために、双方向の過程としての学習が対話によって可能とならなければならない。伝統的価値観と結びついたさまざまなものの見方に存在す

る現実の差異が、重大なる課題を提起することもありうるということを認識することは、同じく重要である。人間の尊厳は人権の中核の位置を占めている。人間の尊厳の概念はすべての社会において見いだされ、価値システム、共生の方法および「文化」と一体化した信仰体系と結びつく一方で、人間の尊厳と調和しない慣行と態度もやはり伝統的価値観に由来すると認識することが同時に必要であった。特定の顕著な性格または特徴を有する個人に向けられた文化的コミュニティの態度は、尊厳をもって取扱われなかったそうした個人の人間としての価値を否定するので大きな問題となり得るし、時には生命を奪うことさえある。人権はいかなる属性または性格であるかにかかわらず、すべての人の平等と各人の尊重に加えて人間の尊厳を保障することを意味する。それゆえ、伝統を受容するまたはそれに異議を唱えるすべての個人の権利を維持し、支持することがきわめて重要であった。

69. 世界の文化の平等な尊重および人権の保護と促進に基づく文化間の対話によって、真の意見交換が可能となったのであり、こうした対話が、普遍主義という抽象的な原則と具体的な多様性をもつ特殊性の間に調和を促進し、それらを架橋するための最も有用な手段であった。対話は文化的伝統の間とその内部で行われなければならない。
70. 最後にあたっていえば、「伝統的価値観」のような不明確で不断に発展するものを、人権のための基準とすることは危険であった。すべての社会は、文化的多様性の豊かさに依拠する一方で、国際共同体が発展させ、受容した人権の規範と基準を通して、人間の尊厳の促進と保護および社会のすべての構成員の価値を持続的に強化しなければならない。肯定的な価値観はすべての社会に存在するが、コミュニティが調査し、論争し、交渉し、そしてコミュニティの価値観と慣行を人権と調整することを支援する必要があった。

翻訳2 人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権および 基本的自由の促進に関する人権理事会諮問委員会の研究

A/HRC/22/71

配布分類：一般

2012年12月6日

原文：英語

人類の伝統的価値観と人権

人権理事会

第22会期

議題3および5

発展の権利を含む、すべての人権、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の促進と保護

人権機関およびメカニズム

人類の伝統的価値観のより良き理解を通じた人権および基本的自由の促進に関する人権理事会諮問委員会の研究

要 約

人権理事会決議 16/3 にしたがって提出されたこの研究において、諮問委員会は、尊厳、自由および責任という伝統的価値観のより良き理解と評価が、どのようにして人権の促進と保護に貢献することができるのかについて調査している。伝統的価値観と人権に関する種々の議論によって見解の相違が明らかとなったことに留意して、委員会は、正当な関心が最も良く向けられる方法だけでなく、伝統的価値観が人権の尊重を促進するさいに果たす役割を考慮することも含むすべての観点から、既存の国連出版物と他の人権に焦点を当てた出版物を分析することで、伝統的価値観が人権の効果的な実施に影響を与えるであろう否定的および肯定的影響の両方について熟考している。

目 次

	パラグラフ	頁数
I. 序 論	1— 6	3
II. 諸 概 念	7—31	4
A. 人類の伝統的価値観	7—12	4
B. 尊 厳	13—18	5
C. 自 由	19—25	7
D. 責 任	26—31	8
III. 伝統的価値観と人権の関係	32—51	10
A. 多様な伝統的および文化的文脈における普遍的人権の諸源泉	33—38	10
B. 脆弱な集団に対する伝統的価値観の否定的影響	39—44	12
C. 人権の実施における伝統的価値観の利用	45—51	14
IV. 伝統的価値観を通じた人権の促進と保護	52—72	15
A. 伝統的価値観を通じた人権教育の役割	52—56	15
B. 社会制度と価値観の伝達	57—64	16

C. グッド・プラクティス	65—72	18
V. 結論と勧告	73—80	20

I. 序 論

1. 決議 12/21 において、人権理事会は、国連人権高等弁務官に、国際人権規範および基準を支える人類の伝統的価値観のより良き理解が、どのようにして人権および基本的自由の促進と保護に貢献することができるのかに関するワークショップを開催すること、議論の要約を人権理事会に提出することを要請した。
2. 決議 16/3 において、人権理事会は、2010年10月4日に上記のワークショップを開催し、ワークショップでのべられた議論の要約を含む国連人権高等弁官事務所(OHCHR)の報告書を了承した。人権理事会は、尊厳、自由および責任がすべての人間に共有されかつ普遍的人権文書で具体的に表現されている伝統的価値観であることを確認し、これらの伝統的価値観のより良き理解と評価が人権および基本的自由の促進と保護に貢献することを認識し、諮問委員会に、尊厳、自由および責任のより良き理解と評価がどのようにして人権の促進と保護に貢献することができるのかに関する研究の準備を要請した。
3. 第7会期において、諮問委員会は総意により勧告 7/1 を採択し、次の構成員からなる起草グループを設置した。Ahmer Bilal Soofi (議長)、Vladimir Kartashkin (報告者)、Obiora Chinedu Okafor, Anantonia Reyes Prado, Mona Zulficar, Dheerujall Seetulsingh, Laurence Boisson de Chazournes, Shiqiu Chen, Alfred Ntunduguru Karakora および Chinsung Chung。諮問委員会は、起草グループに上記の研究を準備すること、第9会期で検討するためにそれを諮問委員会へ提出することも要請した。
4. 第8会期において、諮問委員会は総意により勧告 8/6 を採択し、Kartashkin により準備された予備研究に関してなされた議論の意見と提案を記録し、第9会期でさらなる検討を行うために修正された予備研究を諮問委員会へ提出することを起草グループに要請した。第9会期において、諮問委員会は修正された予備研究を検討し、起草グループで行われた議論の観点からその完成を要請した。決議 21/3 において、人権理事会は、諮問委員会勧告 9/4 にしたがって、研究を完成するための追加時間を委員会に与えた。
5. その任務に従事するうえで、起草グループはとりわけ、人権理事会決議 6/30 によって導かれた。この決議において人権理事会は諮問委員会に対して、交差する多様

人類の伝統的価値観と人権

な形態の女性差別を調査する場合も含め、その任務にジェンダーの視点を常に系統立てて統合すること、女性と少女の人権に関する情報と質の高い分析をその報告書に含めることを要請した。

6. 諮問委員会は、伝統的価値観と人権の関係に関する議論から見解の相違が明らかになったことに留意し、人権を効果的に実施していくうえで伝統的価値観が持ちうる否定的および肯定的な影響の両方を熟考する必要があることを示す。これらの価値の「より良き理解」がどのようにして人権に貢献することができるのかを評価するには、人権理事会決議 16/3 によってのべられたように、正当な関心が最も良く表明される方法だけでなく、伝統的価値観が人権の尊重を促進するさいに果たす役割を考慮することを含みすべての見解から、既存の国連出版物と他の人権に焦点を当てた出版物を分析することを含む。

Ⅱ. 諸 概 念

A. 人類の伝統的価値観

7. 「人類の伝統的価値観」という言葉には合意された定義がない。人権理事会または諮問委員会によって行われた議論からは、そうした定義がまったく得られなかった。人類が全体としてある一連の価値を共有しているということが出来る限り、そうした価値観が「国際人権規範および基準の発展に重要な貢献をしてきた」¹⁾ 価値観である。伝統的価値観に関する国連人権高等弁務官事務所のワークショップに関する報告書で記されているように、そうした価値観は、多様な文化的および政治的な伝統と見解を取り入れたうえで、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を表している」²⁾ 世界人権宣言に書き込まれた。
8. 「伝統的価値観」という言葉は、地域的人権文書で使用されてきた。例えば、『人および人民の権利に関するアフリカ憲章』は、第17条第3項で「コミュニティによって承認された道徳および伝統的価値観を促進しかつ保護することは、国家の義務である」と規定している。
9. 女性に対する暴力およびその原因と結果に関する特別報告者によると、尊厳、平等および人権概念そのものを含む人権が保護し、促進する中核的価値観が、世界中のすべての人びとの一連の文学、宗教および文化的慣行において表現され、多国間交渉に

1) 人権理事会決議 16/3, 前文。

2) A/HRC/16/37, para. 65 (b).

における国連加盟国の代表の合意的決定と市民社会集団の政策提言を通じて、国際法の中に公式化されるようになった³⁾。

10. 人権は「人が人間である」という理由ですべての人によって普遍的に保持されるので、人権は道徳的普遍性を持ち、人権が国際人権法の下における関与と責務を通じて政府によって普遍的に受容されるという意味で国際規範的普遍性を持つ⁴⁾。
11. しかし、伝統は非常に多様かつ複雑であるので、人権規範と一致し、その促進と保護に貢献する伝統もあるが、人権規範を掘り崩すまたはそれと対立する伝統もある。7人の特別手続の任務保持者が共同声明で強調したように、文化と伝統の問題は人権の枠組みのなかで取扱わなければならない。

文化的多様性は……普遍的、不可分的、相互関連的および相互依存的である基本自由と人権を保護するという環境においてのみ繁栄することができる。国際法によって保障される人権を侵害するまたはその範囲を制限するための口実として、誰も文化的多様性を援用してはならないし、文化的多様性は、文化の名の下に人権の普遍性、不可分性、および相互依存性に反対する差異を正当化しようとする孤立と有害な伝統的慣行を支持するために用いられるべきではない⁵⁾。

12. 『ウィーン宣言および行動計画』パラグラフ38において、世界人権会議は、ある伝統または慣習、文化的偏見および宗教的過激主義がもたらす害悪の除去に向けた作業の重要性を強調し、「国家的および地域的独自性の意義、ならびに多様な歴史的、文化的小および宗教的背景を考慮しなければならないが、すべての人権および基本的自由を促進し保護することは、政治的、経済的および文化的な体制にかかわらず、国家の義務である」⁶⁾ ことを強調した。『女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』の前文は、「社会および家庭における男性の伝統的役割だけでなく女性の役割も変更することが、男性と女性間の完全な平等を達成するために必要である」ことを確認している。人権理事会は、この研究に任務を与えた決議 16/3 において、伝統

3) A/HRC/4/34, para. 23.

4) Jack Donnelly, *Universal Human Rights in Theory and Practice*, 2nd ed. (Ithaca and London, Cornell University Press, 2003), p. 1.

5) 2010年5月21日、対話と発展のための文化的多様性に関する世界デーについての国連専門家集団によって、「人権は、効果的な文化間の対話にとっての重要な道具である」と声明された。

6) A/CONF.157/23, part II, para. 38, and part I, para. 5.

は普遍的な人権規範と基準を侵害する有害な実践を正当化するために援用されるべきではないことを、同様に強調した。

B. 尊 厳

13. 古来、尊厳の定義は多くの文化で関心が持たれてきたし、多数の歴史的場面において発展してきた。たとえば、ルネサンスの時期に、尊厳は3つの観念——異議を唱える権利、文化的および宗教的多様性に対する尊重、自己実現し充実した人生を送る権利——を含んで定式化された⁷⁾。尊厳の観念と人権の法的理解との間には常に結びつきがあったけれども⁸⁾、こうした尊厳観念は近代においてさらに発展してきた。人権法において、尊厳は人間であることの固有の側面である。それは直接的に平等という概念および尊重に値する人間という概念と結びついている。
14. 尊厳は、国際連合憲章の冒頭で最初にのべられている。「われら連合国の人民は、基本的人権と人間の尊厳および価値と男女および大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し……」。世界人権宣言の前文は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である」とのべている。世界人権宣言第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定している。
15. 『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』、『市民的及び政治的権利に関する国際規約』、『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』、『女性差別撤廃条約』、『子どもの権利に関する条約』、およびウィーン宣言および行動計画も含む後の文書は、これらの声明に関係する。自由権規約と社会権規約の共通前文は、「これらの権利が人間の固有の尊厳に由来する」とのべている。「尊厳」という言葉のこれらの使用において、その概念は平等性およびすべての人に平等に属する人間の尊厳がすべての権利の源泉であるという考えに結びついている⁹⁾。

7) Pico della Mirandola, Giovanni, *Oration on the Dignity of Man (De hominis dignitate)*. [ジョバンニ・ピーコ・デッラ・ミランドラ (大出哲, 安部包, 伊藤博明訳) 『人間の尊厳について』国文社, 1985年]。See also *El derecho a ser hombre*, antología preparada bajo la coordinacion de Jeanne Hersch. Ediciones Sigueme, UNESCO, Colsubsidio. Salamanca, Paris, Bogotá. 1973.

8) Habermas, Jürgen. “The concept of human dignity and the realistic utopia of human rights”, *Metaphilosophy*, vol. 41, No. 4, July 2010, pp. 464-480.

9) Jeremy Waldron, “Dignity, Rank, and Rights: The 2009 Tanner Lectures at UC”

16. 尊厳は権利の根拠であるばかりか、一定の権利の内容の一側面でもある。尊厳は世界人権宣言の特定の条文に見られ、第22条と第23条では、社会保障と公平な報酬に対する権利を含む経済的権利と結びついている。尊厳は、自由権規約第10条における拘禁状態と結びついており、それは「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」¹⁰⁾と規定している。『障害者の権利に関する条約』において、尊厳は自律と結びついている¹¹⁾。国連の条約機関は、拷問および他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いもしくは刑罰¹²⁾、差別¹³⁾、拘禁状態¹⁴⁾、および十分な生活水準¹⁵⁾と関連して、尊厳について頻繁に言及している。
17. 尊厳は多数の地域的文書においても見られる。たとえば、『アフリカ統一機構憲章』（現在はアフリカ連合へ移行）は、「自由、平等、正義および尊厳は、アフリカ人民の正統な願望を達成するための重要な目的である」とのべている。バンジュール憲章第5条は、尊厳に対する尊重を奴隷、拷問および残虐な、非人道的または品位を傷つけ

↘Berkeley”, 2009, pp. 5-6.

- 10) 尊厳に対する他の言及について、社会権規約第13条第1項（教育）、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約および障害者権利条約の前文を参照。
- 11) 障害者権利条約第3条、第16条、第24条および第25条を参照。See also Christopher McCrudden, “Human Dignity and Judicial Interpretation of Human Rights”, *European Journal of International Law*, vol. 19, no. 4, 2008, pp. 655, 691 and 706.
- 12) 拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いの禁止に関しては、CAT/C/LIE/CO/3, CAT/C/CHE/CO/6, CRC/C/SLE/CO/2, CRC/C/JOR/CO/3, CCPR/CO/80/UGA and CCPR/CO/71/UZB を参照。死刑に関しては、CRC/C/15/Add.168, CRC/C/15/Add.259, CRC/C/15/Add.135, CRC/C/ETH/CO/3, CRC/C/15/Add.121, CRC/C/15/Add.139 and CRC/C/THA/CO/2 を参照。
- 13) See CRPD/C/TUN/CO/1, CCPR/C/JPN/CO/5, CCPR/CO/83/UZB, CCPR/CO/82/MAR, CCPR/C/PRY/CO/2, CCPR/C/KWT/CO/2, CEDAW/C/IND/CO/3, CEDAW/C/AZE/CO/3, CAT/C/AUT/CO/4-5, CERD/C/BOL/CO/17-20 and CRC/C/CMR/CO/2.
- 14) See CCPR/CO/82/ALB, CCPR/C/UKR/CO/6, CCPR/C/JAM/CO/3, CRC/C/CHN/CO/2, CRC/C/DJI/CO/2, CAT/C/GUY/CO/1 and CAT/C/RUS/CO/4.
- 15) See E/C.12/COD/CO/4 and E/C.12/1/Add.60. See also E/C.12/1999/5, para. 4, そこにおいて、社会権規約委員会は、「十分な食糧に対する権利は、人間の固有の尊厳と不可分に結びついている」とのべている。

る取扱いもしくは刑罰の禁止と結びつけている。類似の結びつきは、『米州人権条約』の第5条（拷問）と第7条（強制労働）において確立されている。米州人権裁判所によると、平等の概念は「人の本質的な尊厳と不可分」¹⁶⁾である。

18. 尊厳は、カナダ、インド、ポーランド、南アフリカおよびウガンダを含む多様な地域の国内の憲法と法律学において、基本原則である。特に、カナダと南アフリカにおける裁判所は、尊厳を平等の思想と結びつけている¹⁷⁾。たとえば、南アフリカ憲法裁判所は、「多様性の保護は、自由と開かれた社会の最良の証明である。それは、すべての人間の固有の尊厳の承認である。自由は、人間の尊厳の不可分の要素である」¹⁸⁾ことを承認した。ウガンダにおいて、憲法は「女性の尊厳、福祉もしくは利益に反する、またはその地位を毀損する法律、文化、慣習もしくは伝統は、この憲法によって禁止される」と規定している。インドにおいて、尊厳は十分な生活水準に対する権利と結びついている¹⁹⁾。

C. 自由

19. 人権文書は、それらが保障する「権利と自由」についてのべるのが一般的である²⁰⁾。国際法は「権利」一人の自由および安全に対する権利または生命に対する権利のような一を保障し、何がしかの事（例えば、移動）を行う権利または国家から干渉されない何がしかのことがら（例えば、信仰）を保持する「自由」も保障する。国際人権文書でのべられているような自由は、自由である状態または質と権利の行使における国家の干渉が存在しないこと、の両方を意味する。
20. 世界人権宣言第1条は、すべての人間は、生まれながらにして「自由であり、かつ」、尊厳と権利とにおいて「平等」であることを確認している。この意味において、自由は始原的な状態である。それは、生まれながらにして尊厳と権利を与えられたす

16) Inter-American Court of Human Rights, *Atala v. Chile*, para. 79.

17) See *Egan v. Canada*, 1995 (Supreme Court of Canada); *Vriend v. Alberta*, 1998 (Supreme Court of Canada); *Nat'l Coal. For Gay & Lesbian Equal. v. Minister of Justice*, 1998 (Constitutional Court of South Africa); and *Minister of Home Affairs v. Fourie*, 2006 (Constitutional Court of South Africa).

18) *Prince v. President of the Law Society of the Cape of Good Hope*, 2002, para. 49

19) *Mullin v. The Administrator, Union Territory of Delhi*, 1981 (Supreme Court of India)

20) 世界人権宣言第2条、および自由権規約の前文を参照。ヨーロッパ人権条約も参照。

べての人間に固有の性質である²¹⁾。

21. 自由は、経済的、社会的および文化的権利にも関係する。世界人権宣言によると、「恐怖と欠乏からの自由」を享受する自由な人間の理想は、すべての人が彼または彼女の市民的および政治的権利だけでなく、経済的、社会的および文化的権利も享受する条件が整う場合にのみ達成されることが可能である。
22. より幅広く見ると、自由は、これらの権利の行使が不当な制限または国家によって押し付けられた制限に服することはないということの意味している²²⁾。自由は、強制または干渉が存在しないことを意味する。したがって、自由は「移動の自由」、「思想、良心および宗教の自由」、「意見および表現の自由」ならびに「平和的集会および結社の自由」について語る事が可能である²³⁾。意見の自由は、「いかなる意見を持つまたは持たないことを強要するあらゆる形態の試みが禁止される」²⁴⁾ ことを意味する。一般的に権利は、それが国家に干渉を抑制すること、その権利の行使のために必要な前提を確保するような何らかの積極的な措置をとることの両方において責務を課すさいに、「自由」として性格づけられることができる²⁵⁾。
23. 拷問の禁止のような絶対的な権利と自由もあるが、ある場合には制限される権利もある。国家の活動により制限されるかもしれない権利に関して、条約機関によって説明されるように、権利の本質は保持されなければならない。制限は「権利そのものを危険にさらす」²⁶⁾ ことは許されない。権利は原則として普遍的に妥当するものであり、制限は例外である。経済的、社会的および文化的権利に関する委員会は、「規約の制限条項第4条は、国家による制限の強制を容認するよりはむしろ個人の権利を保護することを第一義的に意図している」²⁷⁾ と強調した。さらに、制限があらゆる場面にお

21) この理解と一致するものとして、『奴隷制度、奴隷取引ならびに奴隷制類似の制度および慣行の廃止に関する補足条約』はその前文で、「自由はすべての人間の生得権である」とのべている。

22) 世界人権宣言第1条、第2条、第4条、第13条、第16条第2項、第18条、第19条、第20条第1項、第21条第1項、第23条第1項および第27条第1項、自由権規約第1条、第12条、第18条、第19条および第22条、社会権規約第1条と第6条を参照。

23) 世界人権宣言第13条、第18条、第19条および第20条。

24) Ibid., para. 10.

25) 社会権規約委員会の一般的意見21 (パラグラフ6)。

26) 規約人権委員会の一般的意見34 (パラグラフ21)、一般的意見31 (パラグラフ6) を参照。See also E/CN.4/1984/4, annex.

27) 一般的意見14 (パラグラフ28)。

人類の伝統的価値観と人権

ける平等および非差別の権利を含む、国際法の下で保障されている他の権利を侵害することはいかなる理由であっても決して許されない。

24. 移動の自由に関して、規約人権委員会は一般的意見27パラグラフ14において、制限措置は比例性の原則と一致しなければならないこと、保護する機能を達成するために適切でなければならないこと、望ましい結果を達成するかもしれない制限措置のなかで最も侵害の程度が低い手段でなければならないこと、そして保護されるべき利益に比例しなければならないことをのべている。

25. したがって、自由は尊厳と平等の両方と密接に結びついている。自由は国家または他の行為者による不当な干渉を受けずに、尊厳と権利において、各人が彼または彼女の願望と自己充足を追及するのに重要な資質である。

D. 責 任

26. 国際法規範によると、責任の概念は第一義的に国家に関係するものである。国家は、すべての人に対してすべての人権を促進し、保護し、充足する責任がある。たとえば、ウィーン宣言および行動計画は、「国際連合憲章にしたがって、すべての人のための人権および基本的自由の尊重を助長し、奨励するすべての国家の責任」を強調している。子どもの権利委員会は、締約国の責任を「条約の下で保障されている権利の実現にとって第一の義務保持者」²⁸⁾ としてのべている。『普遍的に承認された人権および基本的自由を促進し保護するための個人、集団および社会機関の権利および責任に関する宣言』は、国内的および国際的水準において人権および基本的自由の知識の尊重を促進し、育むために、個人、集団および結社の権利と責任を承認する一方で、「人権および基本的自由を促進し、保護する第一の責任と義務は、国家にある」²⁹⁾ ことを強調している。

27. 一般的に、人権を保障する責任は権利を尊重し、保護し、充足するという3つのレベルの責務を課す³⁰⁾。国家は私人が権利を損なわないことを確保する責任を持つ。女性差別撤廃委員会は一般的国際法と特定の人権条約の下で、国家が権利の侵害を予防すること、または暴力行為を調査し、処罰することに対して相当な努力をしなかった場合、私的行為に対しても責任を持つことがあり、また補償する責任を持つと記し

28) CRC/C/NGA/CO/3-4, para. 23.

29) General Assembly resolution, 53/144, annex, preamble

30) 社会権規約委員会の一般的意見16 (パラグラフ17)。

ている³¹⁾。A. T. 対ハンガリーの事例において女性差別撤廃委員会は、慣習法上の夫によって繰り返し虐待され、身体的に侮辱されてきた女性の権利をハンガリーが侵害したと認定した。明確にいうと、国家は私人による家庭内暴力からの十分な保護をその女性に与えなかったのであった³²⁾。

28. 同様に、拷問禁止委員会は一般的意見2において、『拷問等禁止条約』は個人にではなく国家に責務を課していることを明確にした。締約国は公務員とそれ以外の代理人、民間契約者その他公的資格に基づきまたは国家の代理として行動する者を含む他の者による作為および不作為であって、国家と連動し、その指揮・支配、またはそれ以外の法の性質に基づくものに対して国際的な責任を負う。拷問禁止委員会は、次のことがらを明確に付言した。すなわち、国家の機関または公的資格でもしくは法律の名の下に行動する者が、拷問または虐待にあたる行為を非公務員または私人が行っていることを知り、またはそう信じるに足る合理的な証拠を持つにもかかわらず、当該の非公務員または私人たる行為者を、条約にしたがって相当な注意をもって抑制し、調査し、起訴し、かつ処罰しなかった場合には、次のように見なされるべきである。すなわち、条約にしたがって国家は責任を負い、当局は当事者として共謀した、もしくはそうした許容し得ない行為に同意しまたは黙認した責任がある³³⁾。

29. 一定の状況において、特に国家の立場で行為するまたは国家の機能を果たすさいに、非国家的アクターが国際人権法上の責任を負うこともある³⁴⁾。『ビジネスと人権に関する指導原則』において、人権と多国籍企業およびその他の企業の問題に関する国連事務総長特別代表は³⁵⁾、いかなる場所で事業展開しているかにかかわらず、人権を尊重する責任はすべての企業にとって期待される行為のグローバルな基準であることを確認した。それは、自らの人権充足責務を果たすための国家の能力および／または意思とは独立して存在し、その責務を軽減することはない。さらに、それは、人権を保護する国内の法律と規則の遵守を超えて存在する³⁶⁾。特別代表は、人権を尊重す

31) 一般的勧告19 (パラグラフ9)。

32) Communication No. 2/2003, views adopted on 26 January 2005.

33) 一般的意見2 (パラグラフ15と18)。規約人権委員会の一般的意見31も参照。

34) See Andrew Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (Oxford, Oxford University Press, 2006), and Philip Alston (ed.), *Non-State Actors and Human Rights* (New York, Oxford University Press, 2005).

35) 決議17/4において人権理事会によって支持された。

36) See A/HRC/17/31, para. 11.

人類の伝統的価値観と人権

る責任は、企業に次のことを要請すると付け加えた。

- (a) 自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する、
- (b) たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的に結びついている人権への負の影響を防止または軽減するように努める³⁷⁾。

30. バンジュール憲章も個人の義務についてのべており、それは義務が権利と相関関係にあるという型通りの概念を超えている³⁸⁾。アジアの儒教の伝統は、他者のケアをするさいの個人、家族およびコミュニティの責任を強調しているが、それは特定の先住民族の文化における尊重と連帯の概念と一致する。同様に、自由権規約と社会権規約の前文は、個人が「この規約において認められる権利の増進および擁護のために努力する責任を有する」ことを承認している。したがって、人権は不可譲かつ人間に固有のものであり、「責任ある態度」を条件にしないことが強調されるべきであるけれども、個人は人権の尊重を促進し、他の個人に対する人権侵害を引き起こしてはならない責任を負うものと見なし得る。

31. 2005年に経済社会理事会は、「人間の責任」に関する文書を作成するという提案を、これが普遍性の原則を掘り崩しかねないことを懸念して、否決した。たとえば、名誉犯罪の問題を検討した報告書において、女性に対する暴力およびその原因と結果に関する特別報告者は、家父長制および父系制社会においては、家族の名誉を維持することが女性の責任であると記し、これが、男性と同等の尊厳と権利を与えられた人間としてではなく、従順で受動的であることが期待される商品としての女性概念に寄与していると説明した³⁹⁾。国際人権法はすでに、ある権利—すべてではないが—は、法律に規定されるおよび他者の権利を保護するような、許容可能な目的のゆえに必要とされる制限に服するかもしれないという事実を反映しているので⁴⁰⁾、個人の責任に関する新しい基準は不要である。

37) Ibid., para. 13.

38) Philip Alston, Ryan Goodman and Henry J. Steiner (ed.), *International Human Rights in Context: Law, Politics, Morals* (Oxford, Oxford University Press, 2008), p. 505.

39) E/CN.4/2002/83, para. 27.

Ⅲ. 伝統的価値観と人権の関係

32. 伝統的価値観と人権の関係は複雑である。西洋と非西洋諸国の双方において女性とマイノリティ集団の従属を正当化することを助長してきた伝統的価値観もあるが、多様な伝統的価値観は普遍的人権の源泉である。国際共同体は、伝統的価値観を尊重すると同時に、人権に有害な影響を与える伝統的価値観と慣行を廃止、修正または調整する努力を行ってきた。伝統的価値観は、人権を実現し強化するための努力を支持するために援用されてきた。

A. 多様な伝統的および文化的文脈における普遍的人権の源泉

33. 世界人権宣言が採択されるなかで、多数の国家によってのべられたように、世界人権宣言を支える価値観は多様な文化と社会を反映した。たとえば、エクアルドは、「人権の源泉の多様性は、世界人権宣言の条文を読むことで見いだすことができる」とのべた。パキスタンは、クルアーンを参照して、イスラームは「良心の自由に対する権利を明白に宣言し、信念または宗教の実践に関するあらゆる種類の強制に反対である立場を表明した」とのべて、第19条を全面的に支持することを確認した。中国は、中国の思想が西洋世界における人間の権利の思想の発展に影響を与えたことを強調した。ブラジルは、「世界人権宣言はいずれかの人または人の集団の特定の見解を反映してもしないし、特定の政治的教義または哲学体系を表現するものではない。それは、大多数の国家による知的および道徳的協力の成果であり、この点がその価値観と関心を説明し、それに偉大な道徳的権威を与えてもいる」⁴¹⁾ とのべた。

34. 世界人権宣言は将来を見すえたものとなっており、それ以前には保護されていなかった権利を促進する面があることも明らかである。インド代表がのべたように、「これまでの諸宣言は、同一労働に対する同一賃金の権利、婚内子か婚外子かにかかわらず母子ともに社会的保護を受ける権利、教育を受ける権利、男女の同権のような

40) International Council on Human Rights Policy, "Taking Duties Seriously: Individual Duties in International Human Rights Law", 1999, preface, pp. 40-42.

41) A/PV.180, 181, 182 and 183. 国連開発計画 (UNDP) によると、人類の「共通の価値」は、多様な文化的および政治的な伝統と見解を導入し、総意によって採択された「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を表す」世界人権宣言において書き込まれた価値である。See UNDP, "Doing justice: how informal justice systems can contribute", December 2006, pp. 33-35.

権利に言及していなかった。そうした権利は、新しい社会秩序、または社会正義を基礎とする真の民主主義の表現である」⁴²⁾ とのべた。

35. 研究者たちは、国際人権法に反映された伝統的価値観の例として⁴³⁾、ケニアのアカンバ族の間における平等の概念⁴⁴⁾、ガーナのアカン族によって高い価値を与えられている人間の尊厳⁴⁵⁾、エチオピアのアムハラ族とコンゴ民主共和国におけるクバ族の間で行われている法の適正手続⁴⁶⁾を挙げてきた。さらに、アンデス山脈の先住民族の *sumak kawsay* 概念は、孤立した個人ではなく、個人とコミュニティおよび自然の間の関係における善き生の概念に基づいている⁴⁷⁾。ヒンドゥー教、ジャイナ教および仏教のようなインド宗教の教義である *Ahimsa* (アヒンサー) は、非暴力を意味する言葉である。モハンダス・カラムチャンド・ガンディーは、アヒンサーの原則をすべての生活面とりわけ政治に適用することによって、この原則を拡大することに成功した⁴⁸⁾。ガンディーの非暴力抵抗運動は、インドで強烈な影響力を持ち、西洋諸国における世論に感銘を与え、マーティン・ルーサー・キングやネルソン・マンデラを含む多様な市民的および政治的運動の指導者に影響を与えた⁴⁹⁾。シーク教は、すべての人間の平等の原則を強調し、カースト、宗教およびジェンダーに基づく差別

42) A/PV.180, 181, 182 and 183.

43) See Makau Mutua, "The Banjul Charter and the African Cultural Fingerprint: an Evaluation of the Language of Duties", *Virginia Journal of International Law*, vol. 35, 1995, p. 346; Timothy Fernyhough, "Human Rights in Pre-colonial Africa" in Ronald Cohen, et al., eds., *Human Rights and Governance in Africa* (Florida, University Press of Florida, 1993); and Kwasi Wiredu, "An Akan Perspective on Human Rights", in Abdullahi Ahmed An-Na'im and Francis M. Deng (eds.), *Human Rights in Africa: Cross-Cultural Perspectives* (Washington, D. C., Brookings Institution, 1990).

44) Mutua, "The Banjul Charter" (see footnote 44), p. 350.

45) Wiredu, cited in Mutua, *ibid.*, pp. 348-354.

46) Fernyhough, "Human Rights in Pre-colonial Africa" (see footnote 44), pp. 62.

47) A/HRC/16/37, para. 17.

48) Unto Tahtinen, *Ahimsa: Non-Violence in Indian Tradition*, London, Rider, 1976, pp. 116-124.

49) See Placido P. D'Souza, "Commemorating Martin Luther King Jr.: Gandhi's influence on King" *SF Gate* (*San Francisco Chronicle*), 20 January 2003; and Nelson Mandela, "The Sacred Warrior: The liberator of South Africa Looks at the Seminal Work of the Liberator of India", *Time*, 31 December 1999.

を拒否する⁵⁰⁾。

36. 先住民族の権利に関する特別報告者は、世界中の先住民族の社会における慣習法と正義の実現のあり方を調査してきた。2004年に人権委員会に提出した報告書において、特別報告者は、先住民族の慣習法はローカルな伝統と慣習に根ざしており、一般的には、社会の秩序と調和の維持、多様な種類の紛争解決と犯罪者の処遇過程に関する先住民族のコミュニティの必要性に応えるものであると記した。特別報告者は、公式法システムに先住民族の慣習法に対する尊重を導入することができた国は、正義が、特に民法と家族法を取扱うときだけでなく、刑法のある分野においても、より効果的に運用されることを見いだしたので、ある種の法多元主義は異なる文化的価値観に基づく多様な法システムを取扱う建設的な方法であるように思われることを付言した⁵¹⁾。
37. アメリカ人類学会によると、「人および集団は……その活動が他者の同じ能力を傷つけることがない限り、文化のためにその能力を実現するヒト（人間という種）に固有の権利を持つ。」そのように、彼らは人間の多様性が重要であることを確認している。『人類学と人権に関する宣言』において、同学会は「人間の差異がいつでも基礎的人権を否定するための根拠となるかどうかは、長い間関心を持ってきたし、持ち続けるべきである」⁵²⁾とのべてもいる。
38. 多様な文化と伝統に共鳴する方法で国際人権原則を説明することは、人権の尊重を促進する手助けになるかもしれない。たとえば、「性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく差別的な法律と慣習および個人に対する暴力行為」をテーマとする人権理事会でのパネル・ディスカッションのなかで、南アフリカの大使はパネルの議長として、*Ubuntu* の教義を引用した。

Ubuntu が伝える重要なことは、「あなたがあって私がある」⁵³⁾ということである。それは、私たちはすべて共通の人間性で結ばれていること、したがって、私たちは、実際に私たちの人権概念の根拠となっている基礎的原則にしたがって、互いに保護する責任を持つことを伝えている⁵⁴⁾。

50) Satvinder Singh Juss, “The Secular Tradition in Sikhism” in *Rutgers Journal of Law and Religion*, vol. 11, spring 2010, p. 270.

51) E/CN.4/2004/80, para. 67.

52) See www.aaanet.org.

53) Held pursuant to Human Rights Council resolution 17/19, para. 2.

54) See www.unmultimedia.org/tv/webcast/2012/03/panel-discussion-sexual-orientation-/

B. 脆弱な集団に対する伝統的価値観の否定的影響

39. 特別手続の担当者、条約機関および国連人権高等弁務官事務所は、「伝統」、「態度」そして「慣習的实践」が普遍的人権基準に優位しないことを確保する重要性を強調する多数の出版物を刊行してきた⁵⁵⁾。それらは、そうした言葉がしばしばマイノリティ集団の周縁化とジェンダーに基づく不平等、差別と暴力を正当化するために利用されてきたという事実、これらの言葉を人権の文脈のなかに位置づける必要があるという事実を強調した。

40. 人類の伝統的価値観に関する国連人権高等弁務官事務所の報告書では、何が「伝統的価値観」を構成するのかについての認識は、社会の権力構造に強く従属し、依存するという事実が注目を集めた。人間の尊厳と調和しない慣行や態度が、伝統的価値観に由来するとのべられた。伝統はしばしば現状の維持を正当化するために援用され、伝統、文化および社会規範は常に発展し、時とともに変化し続けるという現実を考慮しない。それとは対照的に、人権基盤アプローチはしばしば国際人権基準の遵守を確保するために現状の変化を要求する。現状の維持から最も利益を得る人びとは、権力と特権を維持するためにいっそう伝統に訴え、伝統の擁護を語る傾向もある。他方で、最も周縁化され、資格をはく奪された人びとは、人権に対する伝統的価値観アプローチから最も多くのものを失う。一般的勧告19において女性差別撤廃委員会は、女性が男性に従属するまたはステレオタイプ化された役割を有すると見なされる伝統的態度が、家族による暴力や虐待、強制結婚、持参金殺人、酸を使用した攻撃および女性性器切除のような暴力または強制をとまなう広く行き渡った慣行を永続化させることをのべている。したがって、そうした偏見や慣行は、女性に従属させるまたは統制する形態としてジェンダーに基づく暴力を正当化することがある。

41. 女性に対する暴力およびその原因と結果に関する特別報告者は、文化相対主義がしばしばコミュニティにおける女性に対する非人道的かつ差別的な慣行を認めるための

[\and-gender-identity.html](#).

55) See E/CN.4/2006/61/Add.5, paras. 9, 20, 76 and 80; A/HRC/4/34, para. 47; A/HRC/18/35/Add.5, para. 67; 女性差別撤廃委員会の一般的勧告19 (パラグラフ11と23), 一般的勧告21 (パラグラフ16, 21と22), 北京宣言および行動綱領パラグラフ119, 国連人権高等弁務官事務所「女性と子どもに影響を与える有害な伝統的慣行」(Human Rights Fact Sheet No. 23, 1995)。

口実であること、そして「次の世紀において、文化相対主義によって出された問題、女性の権利に対するその影響が、国際人権分野における最も重要な問題のひとつとなるであろう」⁵⁶⁾とのべた。女性差別撤廃委員会は女性に対する差別を永続化させる慣行、伝統、家父長的態度および深く根づいた偏見が持続することについて絶えず懸念を表してきたし、国家が偏見および否定的な伝統的価値観と慣行を修正し、撤廃するために効果的かつ制度的な措置をとることに失敗してきたことに絶えず懸念を表明している⁵⁷⁾。類似の分析が『北京宣言および行動綱領』パラグラフ119に反映されている⁵⁸⁾。文化的生活への参加に対する権利の文脈において、社会権規約委員会は女性性器切除と魔術に対する申立てを含む「人または集団の善き生に有害な慣行と闘う」国家の責任を強調した⁵⁹⁾。

42. 伝統的、文化的または宗教的であるといわれる価値観に基づいて社会的に構成されたジェンダーに挑戦する人びとにとって、特に暴力の危険と人権侵害にさらされることに言及することは重要である。ジェンダー関連の問題で作業する人権擁護者についての報告書において、人権擁護者に関する特別報告者は、受容されている社会＝文化的規範、伝統、女性らしさについての見解とステレオタイプ、性的指向および社会における女性の役割と地位に挑戦するものと見なされるという事実のために、女性擁護者は男性擁護者よりも一定の形態の暴力と、その他の暴力、偏見、排除と否認などに苦しめられる危険性が高いとのべている⁶⁰⁾。文化的権利の分野における特別報告者は、文化的権利には特定の伝統、慣習と慣行、特に人権と尊厳を侵害するものに与しない権利を含め、既存の伝統、価値観または慣行をその起源にかかわらず修正し、(再)交渉して取り決める権利が含まれることを強調している⁶¹⁾。

56) E/CN.4/2002/83, para. 1.

57) CEDAW/C/LSO/CO/1-4, CEDAW/C/EGY/CO/7, CEDAW/C/USR/CO/7, CEDAW/C/ZAF/CO/4, CEDAW/C/LAO/CO/7, CEDAW/C/UZB/CO/4, CEDAW/C/LBR/CO/6, CEDAW/C/PNG/CO/3, CEDAW/C/BFA/CO/6, CEDAW/C/TUV/CO/2, CEDAW/C/TZA/CO/6, CEDAW/C/DJI/CO/1-3, CEDAW/C/TCD/CO/1-4, CEDAW/C/CIV/CO/1-3.

58) See also OHCHR Fact Sheet No. 23 on harmful traditional practices affecting the health of women and children.

59) E/C.12/GC/21, para. 64.

60) A/HRC/16/44, para. 23.

61) A/67/287, paras. 25 and 28.

43. 伝統的、文化的または宗教的価値観によって正当化された暴力はしばしば、社会またはコミュニティを覆う価値観を定義する支配的言説を形成する立場にない、マイノリティまたは資格をなく奪われた集団を標的とする。2011年の人権理事会に対する報告書において先住民族の権利に関する特別報告者は、ある国で持続する主人と奴隷の関係は先住民族について深く植え付けられた差別的態度からもたらされる、構造的な不平等を反映しているとのべた。これらの態度はかなりの程度まで社会における先住民族と非先住民族の両方によって内面化されているように思われ、社会における強者と弱者の間にあるこれらの破壊的権力の力学の黙認へとつながることになる⁶²⁾。
44. 伝統的慣行の否定的影響は非西洋諸国だけに起きるのではない。女性の暴力およびその原因と結果に関する特別報告者は、非西洋文化を神秘化し、そして象徴的で、儀式化されたまたは「伝統的」とされたものの表出へと貶めることに対して警告した⁶³⁾。

C. 人権の実施における伝統的価値の利用

45. 人権を促進して有害な慣行を撤廃する戦略は、その主張の基礎として伝統的価値観の肯定的要素を利用する場合、より効果的なものになることができる。たとえば、ある東アジアの伝統はその地域において人権の尊重を促進するうえで効果的である。人権外交の究極の目的が人権の価値観を他者に納得させることであるとすれば、人権の価値観がローカルな文化的伝統に挑戦するよりもむしろそれに依拠する場合のほうが、この主張がより説得的になるであろう。伝統的価値観の上に人権の実践を構築することは、人権規範の享有主体を形成することを通じて人権の思想と実践に、より長期にわたって関与することにつながるであろう⁶⁴⁾。
46. この点において、女性の暴力に関する特別報告者はそうしたアプローチがローカルな文化の肯定的要素を再確認し、利用していることを認めて、普遍的価値観を首尾よく支持するためには、肯定的な文化的要素が強調され、文化を基礎とする言説における抑圧的要素が脱神秘化される、「文化的交渉」に系統立てて関与する必要があるとのべた。何らかの主張や懸念に反して、そうした文化への関与はローカルの文化を掘

62) A/HRC/18/35/Add.5, para. 67.

63) A/HRC/4/34, para. 46.

64) Daniel Bell, "The East Asian Challenge to Human Rights: Reflections on an East West Dialogue", *Human Rights Quarterly*, vol. 18, August 1996.

り崩したり歪めたりすることではなく、むしろその差別的あるいは抑圧的側面に挑戦するものである。この特別報告者は、人権への関心をもって文化と交渉することが、人権とジェンダーの平等を前進させるためにローカルな文化の肯定的要素を利用することに貢献し、文化そのものを再確認する過程でもあることを付言した⁶⁵⁾。

47. 文化相対主義者の言説が強まるなかで、「私たちは恥じることなく普遍的な人権に訴え、世界中の女性がまさしく誇りをもってそのために奮闘してきた諸原理を擁護することが必要である」⁶⁶⁾とのべながら、この特別報告者は、女性の権利のための活動家が芸術的で象徴的な文化表現を巧みに利用した多数の事例を提示した⁶⁷⁾。その事例には次のようなものが含まれている。不処罰の文化と女性に対する暴力とに対抗するために、人権の言葉に象徴的な活動を組み込んだメキシコ北部のローカルな女性運動。ジェンダー暴力に注意を喚起するために、フランス解放の肖像的象徴である「マリアンヌ」の扮装をしたフランスの女性。女性性器切除が自分たちの理解するイスラームの教えと一致しない「受け継がれてきた嘆かわしい慣習」であると認識する一連の勧告を出した、カイロ会議におけるイスラーム学者の集団。
48. 人権と伝統的価値観は多様な方法で調和しうる。人権を保障する国際文書および国際労働機関の条約と勧告は、人間の尊厳と労働者の自由を強化するための手段として社会的対話を促進してきた。この点で、伝統的価値観は人権を促進しかつ実施するための手段たりうる。
49. 多くの国家は国際人権基準と一致した変化を導入するために、伝統的および宗教的価値観に基づいた法律を採択する積極的な措置をとってきた。エジプトにおいて女性運動は、シャリーア法概念である *khul* に対する権利に基づき、離婚によって婚姻契約を一方的に破棄する権利を女性に与える法律を2000年に通過させることに成功した。その結果、離婚によって一方的に婚姻契約を破棄する権利を持った男性との平等を実現させた。女性の尊厳を尊重するこの法律は、司法上および憲法上の過度な挑戦、そして最近では議会でそれを廃棄しようとする試みにさらされている。しかし、この法律は依然として有効であり、主に平等を促進するために役立っている。というのも、この法律はシャリーア法によって認められた伝統的価値観に基づいているからである⁶⁸⁾。

65) A/HRC/4/34, paras. 52-53.

66) Ibid., para. 56.

67) Ibid., paras. 53-55.

68) *Official Records of the General Assembly, Fifty-sixth Session, Supplement No. 38* ↗

人類の伝統的価値観と人権

50. たとえ「伝統的な」考え方がいまだにダリット（不可触民）に対する差別と闘うための主たる障害のひとつであるとしても⁶⁹⁾、インド、ネパールおよびスリランカ政府は不可触の慣行を禁止するために多数の措置をとってきた。たとえば、インド憲法にはカースト差別の慣行に直接向けられた特別規定があり、政府は子どもの権利保護（反不可触民）法を含む、多数の法律を通過させてきた⁷⁰⁾。
51. 人権の尊重を促進し、有害な慣行と偏見を撤廃するためにローカルな文化と伝統を利用するという上記の肯定的事例は、国際基準を支持し、下支えしている伝統的価値観が人権の促進と保護において果たしうる役割を具体的に示している。

IV. 伝統的価値観を通じた人権の促進と保護

A. 伝統的価値観を通じた人権教育の役割

52. 条約機関は人権の実施の手段として人権教育の重要性を繰り返し強調してきた。社会権規約委員会の一般的意見3は、教育的手段は国家が規約の権利を実施する責務を充足するためにとるべき措置のひとつであるとのべている。同様に、規約人権委員会は、一般的意見28において、男性と女性間の権利の平等を実現するために国家が採用する措置には、公教育を含めなければならないとのべている。
53. 『人権教育のための国連10年』を宣言した国連総会決議49/184において、総会は人権と民主主義のための教育それ自身が人権であり、人権、民主主義と社会正義が実現される前提であることをのべている。さらに、『人権教育および研修に関する国連宣言』において、総会はすべての人が人権と基本的自由について知り、情報を求め、手に入れる権利を有し、人権教育と研修へのアクセスを有するべきであることを宣言した⁷¹⁾。
54. 子どもの権利条約第29条は、教育の目標は子どもが居住する国の国民的価値観の尊重だけでなく、人権、平和、寛容および平等の尊重を含むことを規定している。一般的意見1において子どもの権利委員会は、権利をより幅広い倫理的、道徳的、精神的、文化的または社会的枠組みのなかで捉える必要性、およびほとんどの子どもの権利が外から押し付けられるどころか、地域のコミュニティの価値観のなかに埋め込まれて

↘(A/56/38), para. 323.

69) CERD/C/452/Add. 2.

70) E/CN.4/Sub.2/2001/16, para. 22 (a).

71) General Assembly resolution 66/137, annex, art. 1.

いる事実を強調した。

55. 一般的意見1において子どもの権利委員会は、教育によって子どもが人権の価値観に親しみを持つべきであると同時に、これは日常生活や子ども自身の経験のなかで人権を考えることから始める、人生の長い過程であることを指摘した。人権を個人の経験と関連づける責任は、人権に対する意識向上を特にローカルな水準において促進するときに、国家が創造的方法を発展させるべきであるという委員会の勧告のなかにも反映されている⁷²⁾。
56. 国家に課された責務の文脈において、「伝統的価値観」の概念はしかるべき役割を果たすことができた。『人権教育および研修に関する国連宣言』第5条第3項において総会は、さまざまな国の文明、宗教、文化、伝統の多様性が人権の普遍性のなかに反映されているので、人権教育と研修はこうした多様性からインスピレーションを得るべきであるのみならず、これらを受け入れて豊かになるべきであるとのべた。「文化の和解のための国際年」に関する声明において国連人口計画（UNFPA）委員長は、文化に関してこの組織が行う作業はいくつかの原則に基づいていること、とりわけ「人権は、社会的基礎を与え、法的アプローチを支持する、また、人権原則を強化する肯定的な文化的価値観と宗教的解釈の上に構築される、文化の差異に敏感なアプローチを通じて認識され、内面化されうる」⁷³⁾ という原則に基づいていることをのべた。『人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画』も、「将来に向けての鍵となる挑戦は、異なる文化的伝統のなかにこれらの権利を根づかせることによって人権の普遍性を促進することである」⁷⁴⁾ とのべた。したがって、多様な文化的および伝統的文脈をより良く認識することによって国際人権の枠組みの理解を促進することができる。しかし、伝統的または文化的価値観が国際人権法と一致しない場合には、人権教育は、国家が有害な偏見またはステレオタイプを修正または撤廃する責任を果たすことを支援することができる⁷⁵⁾。

72) CRC/C/GTM/CO/3-4, para. 29.

73) UNFPA, “Promoting International Development Through a Cultural Lens” 21 April 2010. Available from, www.unfpa.org/public/home/news/pid/5392

74) World Plan of Action on Education for Human Rights and Democracy, available from www.unesco.org/webworld/peace_library/UNESCO/HRIGHTS/342-353.HTM

75) たとえば女性差別撤廃条約第5条を参照。

B. 社会制度と価値観の伝達

57. 決議 16/3 において人権理事会は、人権の尊重を促進し、草の根レベルにおけるその受容を増進することに貢献する伝統的価値観を支持し、伝達するさいに、家族、コミュニティ、社会および教育制度が果たす重要な役割に言及した。
58. 家族それ自身が多様であること、また、国連総会がその決議 59/147 においてのべているように、「異なる文化的、政治的および社会的制度において、多様な形態の家族が存在する」⁷⁶⁾ ことが強調されなければならない。子どもの権利委員会は、子どもの権利条約において「家族」とは、乳幼児のケア、養育および発達を準備することのできる多様な配慮を指しているものであり、核家族、拡大家族ならびにその他の地域を基盤とする伝統的かつ近代的な配慮を含むこと、それらの配慮が子どもの権利および最善の利益と一致するものであることを条件とすることものべてきた⁷⁷⁾。
59. 個人が自らの人生を送る基盤となる諸制度は、人を社会化し、彼または彼女の価値観を作り上げる。同時に、これらの制度は国際人権と一致する肯定的価値観を伝達することができるが、人権を掘り崩す否定的価値観を伝達するための拠点にもなりうることが指摘されている⁷⁸⁾。
60. 少年は特にその家族、コミュニティおよび教育制度から容易に価値観を吸収する。「対話と発展のための世界文化多様性の日」に際しての声明において、7人の特別手続担当者は次のようにのべた、

国家は、文化的自由の行使のために必要な、また、個人と集団が参加型の方法で文化の変化に取り組み、処理することができ、文化遺産を安全に保護し、発展させ、運搬することができる公開の空間を構築し、保存することに導くさまざまな措置を採択すべきである。この点において、教育制度はその初等段階においてでさえ寛容の精神を涵養できるか緊張を助長することができるかのどちらかであるので、重要な役割を果たす。したがって、多様性の存在を認め称賛するように子どもに教える開明的な教育が強調されなければならない。

61. 一般的意見19において女性差別撤廃委員会は、家族による暴力が女性に対する最も

76) See also General Assembly resolutions 65/277, para. 43, and S-26/2, para. 31. 女性差別撤廃条約の一般的勧告21（パラグラフ13）を参照。

77) 一般的意見7（パラグラフ15）。

78) See for example A/HRC/19/41, paras. 66-67.

陰險な暴力のひとつであり、すべての社会に蔓延しているとのべた。「家族関係の内部で、あらゆる年齢の女性たちは、伝統的態度によって永続化されているあらゆる種類の暴力に服している。」⁷⁹⁾

62. 女性に対する暴力およびその原因と帰結に関する特別報告者はある国を訪問して、次のことを理解した。すなわち、家族構造や宗教、伝統と結びついた社会文化的抑制が、特に家庭内で起きるときに、女性が暴力の存在を公にすることを思いとどまらせる重要な要素となっている。また、主に家族の名誉の維持という強固な見解、夫と男性の親族に対する女性の社会的・経済的従属、暴力を公にすれば家族とコミュニティから追放されることに対する恐怖のゆえに、家庭内暴力はしばしば家庭における日常生活の一部として受け入れられている⁸⁰⁾。
63. したがって、中核となる社会制度によって教え込まれた価値観が、人権と一致することを確保するために国家が一定の措置をとることが特に重要である。中核となる社会制度の力と、そうした社会制度が価値観の形成に果たす役割は、『北京宣言および行動綱領』で認められており、パラグラフ120で次のようにのべられている。

女性に対する暴力のない家族、社会および国家を促進するという困難な作業に対する、全体論的かつ総合的アプローチを発展させることは必要かつ実現可能である。平等、男女のパートナーシップおよび人間の尊厳に対する尊重が、社会化の過程のすべての段階に浸透しなければならない。教育制度は自己の尊重、男女間の相互尊重と協力を促進すべきである。

64. 国家は人権について個人を教育する積極的な措置をとるだけでなく、あらゆる個人の見解を作り上げるそれらの制度が、国際人権基準と一致する価値観を伝達することを確保する責任も有する。したがって、子どもの権利委員会は子どもの養育と成長に対する主要な責任が、両親またはその法的保護者にあることを承認した。他方で、両親または法的保護者による養育の間に暴力、虐待（性的虐待を含む）、無視、酷使および搾取から子どもを保護するために、あらゆる適切な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとることによって、子どもの権利の保護を確保する国家の究極の責

79) See also *Official Records of the General Assembly, Forty-seventh Session, Supplement No. 38 (A/47/38)*, para. 23, *A/HRC/13/39/Add.3*, para. 37, and *E/CN.4/1997/47*, para. 8.

80) *A/HRC/17/26/Add.3*, para. 64.

人類の伝統的価値観と人権

任を強調した。女性差別撤廃委員会によつてのべられたように、国家は人権を促進するための教育計画を開発し、実践すべきであり、「教師とメディアだけでなく、市民社会組織、女性集団とコミュニティの指導者、伝統的および宗教的指導者との……協力を強化する」⁸¹⁾ べきである。

C. グッド・プラクティス

65. 人権の普遍的な遵守を実現するために、人権の意識向上と主体者意識がすべての側面において促進されることが特に重要である。人権の歴史そのものが、人間の尊厳に対する意識が大いに向上したことの結果であることを示している。たとえば、フェミニストが提起した批判は人権のさらなる理解に大きく貢献した。人権の促進は参加型と民主的学習を促進する方法における、新しい技術と教育手法によって提供される資源をともなった、全体論的見解を必要とする。その手法は人権の内容と一致すべきである。価値観の伝達において社会制度が果たす役割を認識し、伝達された価値観が人権を促進し、保護するものであり、それによってその場で人権基準の実施に貢献することを確保しようとする、人権教育プログラムを発展させている国家とその他の機関の事例が世界中に多数存在する。
66. インドネシアにおいて、人権の普及と促進のための国家ワーキング・グループは、国際人権システムの国内的促進のための国内的枠組みを構築する作業を託された。価値観の伝達においてコミュニティの鍵となるオピニオン・リーダーによって果たされる重要な役割を認識することで、ワーキング・グループはこれらのアクターと密接に協力して作業を行った。そのさい、国際人権基準を導入し、促進するための基礎として利用することができる、インドネシアの文化的小および宗教的伝統に親しみのある普遍的価値観を確認するために、人権をローカルな人びとの表現と理解に結びつけた方法を採用した⁸²⁾。
67. その過程でそうしたステークホルダーに関与することによって、ワーキング・グループはその支持を得た。その結果、ステークホルダーは開発されたカリキュラムを

81) CEDAW/C/NGA/CO/6.

82) Mashadi Said, "Human Rights Advocacy Utilizing Religious Perspectives and Opinion Leaders: Promoting National Human Rights Education in Indonesia", p. 24, available from www.newtactics.org/sites/newtactics.org/files/Said_Advocacy_update2007.pdf.

- 使用したプログラムの下で訓練された。その目的は、人びとが自分たちにとってすでに親しみのある伝統的価値観を利用すること、そしてそうした価値観に基づいてコミュニティ内部の多数の重要なアクターによって人権を促進するという双方を通じて、人権概念をより良く理解することである。プログラムは価値観の伝達において家族、社会、コミュニティおよび教育制度の重要性を真剣に取り上げ、伝達された価値観が人権を促進し保護することを確実なものとするにエネルギーが直接注がれている。
68. プログラムはムスリムの宗教的指導者が関与しているために重要であり、そこには人権とイスラームのなかに見られる価値観の間に調和があると理解する者がいることを考えると、人権は特に教えられる必要がないと信じる指導者もいる。実際には共通の価値観があるけれども、人権の言葉でそうした価値観を形成することはすべての個人に対して普遍的価値観を確保する。
69. カンボジアにおいて、カンボジア人権研究所とカンボジア教育、青年・スポーツ省によって推進された人権教授方法プログラムは、国際人権基準を説明する手段として仏教と密接に関係する価値観を利用している⁸³⁾。このプログラムは教育制度、特に初等・中等学校において実施されている⁸⁴⁾。この研究所は教授法にしたがって人権を教えるうえで、カンボジア全土の7万人以上の初等・中等学校の教員に訓練を実施した⁸⁵⁾。このプログラムはこうした方法で、人権教育者のコミュニティを創設することを目的としている。学校の子どもたちに焦点を当てることによって、研究所はまた人権のメッセージが家族とコミュニティ全体に伝達されることを望んでいる。このプログラムは、学校が社会の発展の中心であること、学習者の可能性を伸ばすことに

83) Viola B. Georgi and Michael Seberich (eds.), "International Perspectives in Human Rights Education" 2004. Available from www.bertelsmann-stiftung.de/bst/de/media/xcms_bst_dms_14994_14995_2.pdf.

84) *Human Rights Education in Asian Schools*, vol. II, "Human Rights Teaching Methodology in Cambodian Primary and Secondary Schools". Available from www.hurights.or.jp/archives/human_rights_education_in_asian_schools/section2/1999/03/human-rights-teaching-methodology-in-cambodian-primary-and-secondary-schools.html.

85) *Human Rights Education in Asian Schools*, vol. I, "Human Rights Education in Cambodian Schools: The Experience of the Last Three Years". Available from www.hurights.or.jp/archives/human_rights_education_in_asian_schools/section2/1998/03/human-rights-education-in-cambodian-schools---the-experience-of-the-last-three-years.html

人類の伝統的価値観と人権

よって、学校が個人に社会における生活力を身に付けさせるということを認識している⁸⁶⁾。

70. 人権を促進し、保護する教育プログラムが開発されるべきである。こうしたプログラムは子どもたちに自らの権利を主張することに対する自信だけでなく、他者の権利を促進し、保護する技術と手段を与えることになるだろう。国連人権高等弁務官事務所は、人権を子どもたちが理解することができる価値観と結びつけることによって、そうした教育が子どもの経験の中心に置かれるべきであるという子どもの権利委員会の強調を考慮に入れた、子どもに教授するためのガイドラインを開発してきた⁸⁷⁾。このガイドラインは、人権を教えるための基盤として、生命、自由、正義および平等という価値観、ならびにはく奪、苦難と苦しみが有している破壊的性格を調査しなければならないことを示している。そうした普遍的価値観の議論を通して、人権の思想は、人権の基礎を普遍的に理解された価値観に置くという方法で、生徒たちのなかに徐々に伝達することができる。それが適切になされる場合には、こうした価値観は人権という普遍的価値観をローカルな場で説明し、人びとが享受することを可能とするために、ローカルな文化と伝統を通じて伝えられうる。これは、すべての人びとがそうした価値観を保持する者として自己を認識し、また、そうした価値観を擁護し、促進するよう動機づけられることに役立つ。
71. インフォーマルな裁判制度の役割に関する国連開発計画による研究論文は、人権の学習をローカルな文脈のなかに置くことによって、インフォーマルで伝統的な裁判制度の内部に国際基準の尊重を強化するために発案された構想の事例を多数提供している⁸⁸⁾。
72. 親しみのある伝統的価値観を用いて人権概念を導入するプログラムを開発するとき、そうした価値観は人権を促進し、保護するという目標にかなうことが重要である。すでに説明したように、伝統的価値観はマイノリティまたは周縁化された集団の差別

86) United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Guidelines on Intercultural Education, p. 10, Available from <http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001478/147878e.pdf>.

87) OHCHR, "Teaching Human Rights. Practical activities for primary and secondary schools", 2004. Available from www.ohchr.org/Documents/Publications/ABCChapter1en.pdf.

88) Ewa Wojkowska, "Doing Justice: How informal justice systems can contribute", UNDP, December 2006, pp. 33-35.

あるいは従属を正当化するために濫用される可能性がある。人権教育プログラムを開発するときには、国際人権基準が依然として最高の権威であることを確保するために注意が払われなければならない。個人とコミュニティにとってより親しみのある伝統的価値観を利用することは、国際人権基準の受容可能性と実施を導入し、促進するための手段とならなければならない。しかし、人権と比べて概して主観的で不明確な枠組みであることを考えると、そうした価値観は決して国際基準の代替物として提案されてはならない。

V. 結論と勧告

73. 世界人権宣言、自由権規約、社会権規約およびその他の国際文書で宣言されている権利を実現することは、多様な文化的および宗教的背景を持つ国家が普遍的な水準において協力しなければならない困難で持続的な過程であった。人権を保護するための普遍的メカニズムを採用してきた地域機関の政策と活動において、普遍的人権基準をより深く理解し、熟慮するようになってきている。そうした地域機関は委員会だけでなく裁判所も設立し、それによって個人の通報だけでなく締約国の報告書を検討することが可能となっているが、他方で締約国の文化、宗教および伝統の特徴的な側面もなお考慮し続けている。
74. 普遍的人権規範と基準に対して、草の根レベルで人びとの意識を向上させ、その受容と実現を推し進めることは、とりわけ困難な過程であった。そうした普遍的規範と基準を支える肯定的な伝統的価値観をより良く理解し、促進することは、そうした困難な過程において有益な役割を果たすことができるであろう。
75. 国際共同体は、いかなる人もそれぞれに世界人権宣言で承認されたすべての権利と自由をもつ権限があるということに合意している。国際法の下で、すべての国家は、その政治的、経済的および文化的制度にかかわらず、すべての人のためにすべての人権と基本的自由を促進し、保護する責任を有する。尊厳はすべての人に固有であり、不可分に平等と非差別に結びついている。自由とは、国家の干渉から自由な、個人の活動、信念と意見の領域である。
76. 国家は、そして一定の場合には非国家的アクターも、伝統的価値観によって正当化されるステレオタイプおよび否定的で、有害かつ差別的な慣行を修正または撤廃するために、持続的かつ組織的な活動を行う責任を有し、国際人権の監視メカニズムへ報告するときには、この点における進捗状況を確認することが奨励される。個人も、特

人類の伝統的価値観と人権

に人権教育を通じて、すべての人に対して人権を促進し、尊重し、遵守するよう努力することでその責任を果たすことが奨励される。

77. 世界人権宣言と一致する伝統的価値観は、多様な社会的および文化的文脈において人権を促進し、保護し、実施するうえで助けとなることができる。そのような価値観を通じた人権教育と研修は、人権をそうした親しみのある肯定的な伝統的価値観に根づかせることによって、ローカルな文脈において効果を発揮することができ、したがってその受容可能性を促進して、人権が外国のまたは異質な概念であるという否定的な理解を排除する。人権の普遍的な尊重を強化し実施するために、肯定的な伝統的価値観と人権の結びつきを承認し、保護することが重要である。
78. 家族、コミュニティ、社会および教育制度は、人権教育と研究を通じて、世界人権宣言で概略がのべられているような人類の普遍的価値観を支持し、伝達するうえで果たすべき重要な役割を有する。人権を下支えし、支持する肯定的な伝統的価値観は、草の根レベルにおける受容可能性と実現を推し進めるさいの助けとなることがある。国家は、周縁化された脆弱な集団だけでなく、コミュニティと社会の社会的および文化的な構造に付着した豊かな社会をもたらし価値の源泉として、コミュニティと社会に内在する文化的多様性と多元主義を尊重すべきである。しかし、このことが普遍的な人権と基本的自由のいかなる侵害も正当化してはならない。
79. 人権は長年にわたり多数の国際人権文書によって普遍的で、不可譲にして、不可分なものとして認識されてきたけれども、その実現は、特に人びとが貧困とはく奪という状況の下で何世紀にもわたる伝統と慣習にしたがって生活し続けている地域において、障害に直面してきた。普遍的な人権と一致する地域的、文化的および宗教的特殊性は、多様なローカルの文脈において人権の意識向上、受容可能性および実施を促進するうえで助けになることがある。しかし、このことが、各国において普遍的な人権を促進し、保護し、充足する、そして国際的水準において協力する国家の責任を損ってはならない。
80. 尊厳、自由および責任という伝統的価値観のより良き理解と利用が、地域、国内と草の根レベルにおける人権の促進、保護、充足に貢献することを確保するために、さまざまな文化と宗教の特有の側面は、それらが国際人権基準と一致する限りで、尊重されるべきである。そして、さまざまな国と人民の間の対話が継続され、肯定的な慣習と発展の多様な道が尊重されるべきであり、他方ですべての人に対して人権を促進し保護するすべての国家の責任が承認されるべきである、ということを経験し指摘し

ておく。そうしたアプローチは、私たちの世界の文化的多様性の保存、紛争の予防、人権の普遍的利用の確保に向けての重要なステップとなるであろう。